

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予算特別委員会会議録（8）（22. 1 定）			
日 時	平成 22 年 3 月 12 日（金）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		閉 会	午後 5 時 2 1 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	横田委員長、菊地副委員長、秋元・鈴木・成田（祐）・高橋・ 佐々木・北野・成田（晃） 各委員		
説 明 員	市長、副市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・病院局経営管理各部長、 総務部参事、保健所長、会計管理者、消防長、監査委員事務局長、 選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、鈴木委員、成田祐樹委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。千葉委員が秋元委員に、佐藤委員が鈴木委員に、濱本委員が成田晃司委員に、斎藤博行委員が佐々木委員に、古沢委員が北野委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、自民党、公明党、民主党・市民連合、平成会、共産党の順といたします。

自民党。

○鈴木委員

◎両病院の統合新築と量徳小学校廃校の問題について

この前、厚生常任委員会所管の日にも質問したのですが、本日は市長がいらっしゃるということで、改めてお伺いしたいと思っております。

本会議で市長から、「現在ある二つの市立病院は老朽化や二つに分かれていることの非効率性、医師確保のためにも早期に統合新築が必要と考えておりますので、条件が整い次第、6月の議会にも関連予算を計上したいと考えております」という御答弁をいただきました。その「条件が整い次第」ということを、市長としてどのようにお考えなのか、まずお聞かせください。

○市長

従来から申し上げてきましたけれども、一つは場所の問題、それからもう一つは規模・機能と、そして最終的には財源と、この三つだと思います。それで、土地の関係につきましては、もう方針を決めましたので、あとは規模・機能、これもほぼ大体方向性が出ていますので、最終的にはやはり財源の問題だと思いますけれども、今一番心配しているのは、今年度の病院の収支状況が非常に厳しいという状況でありますので、最終的にどういう決算になるかまだわかりませんが、仮に赤字が出た場合に、対応をどうするかというようなこともありますので、収支状況についてはしっかり見定めて、それにどう対応していくか、そこが問題だと思います。

○鈴木委員

この前、病院局に質問したときも、同じような御答弁をいただいたのです。今回、財政の件につきましては、この後、我が党の成田晃司委員から質問すると思っておりますので、まず私のほうから、その構想の部分で何点か病院局のほうにお尋ねしたいと思っております。

前回、6月に基本設計の予算計上をするといったときに、どの程度まで構想案としてつけていただけるのですかという質問をしました。それで、御答弁いただいたのですが、その後、6月の段階でも医師確保の有無によって病床数はたぶん確定しないのではないかという話が聞こえてきたので、その件につきまして、お聞きしたいと思います。

○経営管理部次長

基本設計を出すまでには、一定の病床数というのは決めていきたいと思っております。医師確保の状況によって病床数が変わるかもしれないというのは、何床かの増減はあり得るかもしれませんが。それは病棟の組み方にもよりますので、あるかもしれませんが、診療科にどのような病床数の割り振りをするか。それはやはり開院時の医師数をどう見るかによることもあると思っております。

○鈴木委員

ということは、基本構想の時点では、医師が何人とか、そういうことはある程度想定の中できっちり盛り込んでいって、構想として出していただけるということによろしいですか。

○経営管理部次長

そういうことになります。今、院内でいろいろ議論しているのは、現在の医師数がある。それと、将来、目標としたい医師数がある。それに対して、開院をいつにするかという問題もありますが、開院時にはこういう医師は確保している。そして、将来の目標という、そのような形で今検討しています。

○鈴木委員

ということになりますと、特に病床数もそうなのですけれども、要するにどういう医師に来ていただけるかによりまして、この診療科目というのはかなり変更があるかと思うのですけれども、逆に言いますと、最終的に開院するときには、こういう診療科目でその医師を確保するという考え方ということによろしいですか。

○経営管理部次長

はい。そのように考えてもらって結構です。

○鈴木委員

わかりました。この基本設計が 6 月に計上される中では、ある程度おおまかな形で診療科目を決めて、希望ではこういうことをやりたいということはもちろんあるのでしょうか、確定にはなかなか至らないということ考えてよろしいのですか。

○経営管理部長

今、次長から申し上げましたが、診療科については、前から言っておりますけれども、現在持っている診療科をそのまま継続するのが基本でございます。平成 22 年度から形成外科も常勤医師が来ますので、そういう診療科も含めて、例えば内科の中でも当然糖尿病の医師は早急に欲しいわけです。それが、糖尿病とか血液とか、何を診るか。そして、最終的にはこのぐらいの人数が小樽市は必要だということをまず設けて、では実際に開院時まで最低何人プラスできるかというところをもう一つ設けて、基本設計に入っていきます。大学の医局も実際に病院の話が進んでいかないと、何人派遣するかという話は絶対できないという状況ですので、やはり今の段階で局長や両病院長が各大学の医師と話をした中で感触を得て、開院時に何人の体制でいきたいということを決めて、それに基づいて基本設計に入っていくということになるかと思います。

○鈴木委員

わかりました。地域連携も含めた中で、本当に沿った診療科目を考えていただき、6 月の時点では構想ということになりますけれども、最大限織り込んでいただければと思います。

先ほどの市長の御答弁の中に、用地については、方針を決めたという部分があります。それで、我々議員のほうにも新病院の建設用地についての方針という形でペーパーをいただいているのです。市長のほうから教育委員会のほうにこういう形で要請したいという文書だと思っておりますけれども、その中に、教育委員会に対してこの方針に従って学校の再編を進めるように要請することとすると、建設用地変更の主な理由うんぬんと書いてありますけれども、要約しますと、市長公約であり、そして小樽市民の本当の悲願でありますこの新病院の建設に向けて絶対これは必要なので、利便性、それから経済性、いろいろな面を考えた中で、やはり前から思っていました量徳小学校の用地が最適である。そのために、その用地確保のために何とか量徳小学校の廃校をお願いしますという内容だと考えておりますけれども、それに間違いはございませんか。

○経営管理部次長

文章の中に廃校とまでは書いておりませんが、そういうふうに検討してほしいということで書いてあります。

○鈴木委員

このいただいたペーパーには、作成月日を書いていないのです。我々がいただいたのは3月の初めですけれども、まずこの新病院の建設用地についての方針を作成した年月日を教えていただけますか。

○経営管理部次長

これは、本年1月13日の企画政策会議において決めたものでございます。

○鈴木委員

それでは、この新病院建設用地についての方針を教育委員会に提出したのは、いつになりますか。

○経営管理部次長

この方針については、その企画政策会議のメンバーとして教育委員会も来ておりますので、その時点で教育委員会にも渡っているということになります。

○鈴木委員

ということは、1月13日に作成して、直近に出したということよろしいのですか。

○経営管理部長

教育委員会へは、3月8日に要請しています。

○鈴木委員

3月8日に教育委員会のほうに提出されたということは聞いております。それでは、作成してから、この3月8日まで延ばしたといいますか、なかなかお願いできなかったという理由は何なのでしょう。

○経営管理部長

まず、この方針は、先ほど次長が言いましたように、企画政策会議の中で決定したということです。ただ、その後、2月23日に教育委員会のほうで学校の適正配置についての説明会を開いていますので、その説明会の中で保護者の方々からどのような御意見が出るのか、そういうところも踏まえてから、最終的にその時期については判断していきたいということで、この2月23日の懇談会の内容を内部で検討しまして、そして正式な要請を3月8日にしたということでございます。

○鈴木委員

今、御答弁の中で足りないのは、なぜここまで延ばさなければいけなかったのかということなのです。検討して延ばすことにしたということではなくて、なぜここまで延ばしたのかということをお聞かせください。

○経営管理部長

当然に要請するというので、方針は決定しておりましたけれども、正式にもう要請が出たということが新聞報道等が出るかどうかわかりませんが、そういうものが正式に出てしまったというのを聞いて、保護者の方々にもう結論が出てしまったと思われることが今後の懇談等に影響もあるのではないかと、そういうようなことも考慮しまして、2月23日の懇談会の状況をまず待ったということでございます。

○鈴木委員

ということは、市長とか病院局、いろいろな方々が量徳小学校のPTAに御説明している中で、決定したということが出ますと、なかなか心証がよくないということでここまで延ばしたということなのですね。それは、それで本当に配慮されて結構だというふうに思っています。

それでは、3月8日、正式に教育委員会のほうにこれを提出されて、お願いをしたわけですけれども、そのときのお願いの仕方は、どういう方法でされたのか教えていただきたいと思います。

○経営管理部次長

これについては、市長から教育長に対して文書を渡したということになります。

○鈴木委員

市長から教育長にお渡ししたということは、1対1でということですか。それとも、教育委員会の皆さんの前でお願いをしたということになるのでしょうか。

○経営管理部次長

教育委員会のほうというわけではございませんで、3月8日に庁内でお渡ししたということでございます。

○鈴木委員

要するに教育委員会に足を運ばないで、教育長にこれをお渡ししたということですね。私は思うのですけれども、やはり市長はすごく病院建設に懸命でいらっしゃいます。そして、すごく御苦労されている。今回、先ほど御答弁をいただいたように、この用地が決まらなければ、本当ににっちもさっちもいかないという状態です。その中で、教育委員会にこの量徳小学校の廃校案を何とか説明して、納得していただいて、そして決定していただく。こういうことをするためには、本来はやはり出向いて行って、そして並木病院局長もお連れして、教育委員の皆さんに本当に熱意を伝えていただきたかったという思いがあるのですけれども、そういうことについて、市長はあまりお考えではなかったですか。

○市長

先ほど説明したとおり、1月13日に市の方針を決定して、その決定する場所にはもう既に教育委員会の教育長ほか幹部もいましたので、今日決定したという旨については、教育委員のほうにもお話をしていただきたいということは伝えております。その後、1月21日に量徳小学校PTAの皆さん方との懇談会もやりましたし、さらには地元町会の町会長の皆さんとの懇談をやりました。最終的に、教育委員会のほうで、2月23日にPTAとの適正配置についての懇談会をやるという話を聞いていましたので、そこまで一応状況を見守りながら、最後に先ほど言ったように、3月8日に教育委員会と我々と病院局と合同の会議を開きまして、この席で状況を確認しながら、タイミングを見て正式にお願いをしたということでございます。

○鈴木委員

お願いの仕方は、先ほど言いましたが、事前に教育委員の皆さんに伝わっているものでありましたら、ちょっと誤認ということでおわびいたしますけれども、それでは、そうやって正式に3月8日に提出されまして、教育委員会のほうではどのように受け取られましたか。

○教育部長

市長からの要請の文書につきましては、3月8日に受理をいたしました。ただ、この日、当初から臨時の教育委員会開催の予定が入っておりましたので、その日の教育委員会の中にその文書を報告し、また教育委員会の中で協議をしたところであります。

○鈴木委員

これは大変重要な案件だと思うのですが、教育委員の中でそういう議論をどのぐらいされましたか。

○教育部長

先ほど病院局のほうからもございましたけれども、この方針の内容につきましては、1月13日の企画政策会議で決定した内容になっております。その場には、私も教育長も参加をしておりました。それ以降、学校再編プランの策定作業ということで、教育委員会は、臨時会も含めて6回開催をしておりますので、当然、この1月13日の企画政策会議の決定内容というものも考慮しながら、このプラン策定を進めてきたという経過でございます。

○鈴木委員

今、お聞きしたいのは、3月8日にそれを受けて、その時点で教育委員の皆さんとどのような議論をしましたかということですか。

○教育部長

一つは、内容については、もう既に先ほども触れましたけれども、1月13日以降、病院の敷地について、量徳小学校敷地にするという方針決定が出されたということは、教育委員の方々ももちろん知っております。それで、この8日の文書を受けてということなのですけれども、私ども教育委員会の守備範囲といいますか、議論の対象としては、再編プランをこの要請を受けて、どのようなものになるのか。簡単に言えば、それとの整合性ということになるのですけれども、そのことを中心に8日の教育委員会の中では協議しております。

○鈴木委員

教育委員の皆さんに市長から今回の本会議の中で、6月の第2回定例会に条件が整えば基本設計の予算を計上したい旨の話がありましたということはお伝えしたのですか。

○教育部長

具体的には、基本設計の再開時期ということだと思います。この間、議会答弁あるいは1月21日の説明会の中でも、一部そのことについての御質問があって、市長のほうからも一定程度の日程といいますか、仮に了解されればという前提ではありますけれども、日程についての話はされております。私の認識としては、条件が整えば、なるべく早い時期に基本設計の再開をしたいという考えだったというふうに認識しておりますし、今回も本会議で成田晃司議員の御質問だったと思いますけれども、市長のほうから、条件が整えば6月議会に予算計上をしたいという答弁があったということは教育委員会の中でも、その時点で報告はさせていただいております。

○鈴木委員

もし、この3月8日の要請と、なおかつ6月に予算計上したいということが二つ合わさると、これは急がなければならないというお話になるのではないかとこのように思っているのです。全体的な再編はもちろん大変ですけれども、まずはこの量徳小学校のことが片づかなければ、はっきり言ってできない地域もあるわけです。私の考えからしますと、今の要請と6月ということになりますと、当然、教育長なり、教育委員長がいついつまでにはっきりしなければならないのではないかと、そうしたら今委員会もその件につきまして、もうちょっと中身を掘り下げた形で話さなければいけないとか、今後のタイムスケジュールを急がなければいけないとか、そういう話になると思うので、どういう審議をされましたかというのを聞いているのです。

○教育部長

学校再編の全体の進め方から申し上げますと、第4回定例会の学校適正配置等調査特別委員会でも説明させていただいたと思うのですが、この3月までに6ブロックの再編プランをまとめて、5月の連休明けからそれぞれ地区の話し合いに入っていくということが全体の流れとしております。ただ、御指摘のとおり量徳小学校を含む南小樽地区ブロックについては、病院問題があるので、先行協議をさせていただくと。そのことは量徳小学校のPTAにも了解をいただきながら、この間、具体的には7月以降ですけれども、これまで5回ほどさまざまな形で懇談会、説明会を進めてきました。このスタンスは、基本的にこれからも継続して進めていかなければならないというふうに考えております。

○鈴木委員

市長がここまで築き上げてきて、やっと教育委員会に正式にお願いできたわけですね。そして、6月にはそういった形で出さなければいけない。当然もっと中が焦っているいろいろな部分でやらなければならないことがあるのではないかとこのように思っています。かなり悠長だと感じるのです。ですから、その件について、どうなのかということをもう一回お聞きすると、それから市長にお尋ねしたいのですけれども、この廃校の決定は、いつ廃校するかまでは決めなくても、建設予定までには廃校するという了解がいただければいいのか、それとも何月何日に廃校にするというところまでいただかなければ、その用地確保ということにならないのかということをお聞きしたいと思います。

○教育部長

前段の御質問なのですけれども、繰り返しになりますが、7月以降、この半年ほどで6回の懇談会なり説明会なりを開催させていただきました。回数が多いか少ないかということは別にいたしましても、何人かの方で集まってという話合いではなくて、150人ほどいらっしゃいますPTAの方々全員、またそれぞれの懇談会は場合によっては、幼稚園や保育所の保護者の方々にも御案内をして、説明会、懇談会を開催しているということでありますので、ゆっくりしてきたという印象はないわけなのですけれども、市長のほうからも条件を整えば6月という答弁もございしますので、私どもも漫然と時間を使うということではなく、先行した議論というのは今後も続けていかなければならないと考えております。

○市長

いつまでに廃校にするかという御質問ですけれども、これは懇談会のときにも申しましたけれども、スケジュールからいって、基本設計、実施設計をやっていくと大体2年近くかかりますので、早ければ2年後の3月31日には廃校ということになるのではないのでしょうかと、正式にはなくて、一応今の早いスケジュールで追っていったら、これぐらいになるのではないですかという話はしております。ですから、もしそれで例えば6月の定例会に基本設計を出していくというのであれば、2年後の3月31日には廃校をお願いしたいということにはなると思います。

○鈴木委員

それで、先ほどの教育委員会のほうなのですけれども、3月8日に要請を受けて、これから急いでくださいという話をしているのですね。今まで漫然とやっているとは言っていない。今、こういう段階になったので、ここからは急いでください。それでこれからどのように進めていくのか、教えてください。

○教育部長

基本設計の再開時期というのが大きなポイントになると思います。私どもはその予算化について、どうこう言う立場にはございませんけれども、今、市長からありましたが、平成22年度の早い時期に基本設計を手がけるということになれば、おおむね基本設計、実施設計に2年間かかることとなりますので、私どもとしても、そのスケジュールというものも具体的にPTAの方々に示しながら御協力をいただくという形での話合いを進めていかなければならないと思っております。

○鈴木委員

これで私は終わります。今、市長から2年後の3月31日には廃校をお願いしたいというお話だったのですが、その件についてどうお考えですか。教育委員会のほうで、それを受けて考えていかなければいけないのではないですか。

○教育部長

一つのポイントとしては、病院の敷地ということも含めて、2年間という病院側からのタイムスケジュールがあります。私どもとしては、量徳小学校の敷地に病院を建てるとなった場合に、当然、その統合に向けてのさまざまな準備がございします。それは基本計画にも物せております。ですから、一つの幅として、その2年間でなし得るものであれば、それにこしたことはないと思いますけれども、これは統合に向けての準備ですから、それも含めて保護者の方、PTAの方々との話合いはしていく必要があるというふうに考えております。

○鈴木委員

聞きたいのは、用地が確実に新市立病院用の用地として使えるという決定を教育委員会のほうでいつされるのかということなのです。どうですか。

○副市長

市長が答弁したのは、6月に基本設計の予算を計上すれば、スケジュール的に考えると2年後の3月31日に廃校ということですから、そういう意味では、近々の3月31日とか今月どうのこうのという問題ではないということ

す。それで、私どもとして、3月8日に最終的に判断をして教育委員会をお願いをしたというのは、2月の段階で、教育委員会で学校適正配置という立場で説明会を開いています。経過をいろいろ聞きまして、これから進めるに当たっても、いわゆる基本計画に基づいて具体的に進めていくという議論がそうでない議論で進んでいるように思われるところがあり、ということは、私どもとしては、少なくとも病院を建設するという最終的な方針をきちんと教育委員会に示して、それを前提にして教育委員会として話を進めていかないと、いわゆる今の教育委員会の持っている基本計画そのものに対して、6ブロックは認めないとか、このブロックは認めないという議論になってしまっているわけです。これは何回ものいろいろな手続などを踏んで、ブロックはきちんと確立をして、これからそのブロック内で議論をしようということが、そうでない展開になっていると思われましたので、我々としては、南小樽地域は何とか病院を建てるという一つの問題提起を早めにさせてもらって議論してもらってきたという経過もあるものですから、最終的な市の方針をきちんと示すのが適当だろうということで8日に教育委員会にそういう方向で議論をしていただきたいと、そういう方針で文書を出したということでございますので、当然、設計をしていくという行為と、教育委員会が病院を量徳小学校敷地に建てるという前提であの地域のブロック協議をするということ自体は、たぶん並行的な形で進めざるを得ないというふうに私としては考えております。

○鈴木委員

基本設計を出すときに、用地が確定していなくてもいいということですか。

○副市長

市としては、基本的にはあそこに建物を建てるという前提で基本設計は進めるという考え方でいきたいと思えます。基本設計を出す段階では、人様の土地でなく、教育部所管でございますけれども、そこを用地にしていくということを市の方針として決めましたので、その方向でいきたいと思えますし、議会のほうにも御理解をいただければというふうには思っております。

○成田（晃）委員

◎病院建設の過疎対策事業債利用について

先日、市長から砂川市が過疎対策事業債を使って病院を新しく建てたことがうらやましかったという御答弁をいただいて、これは小樽市も何とかなるのかというふうに感じたものですから、改めて病院の問題で、この過疎債を有効に使うためには、どういう分野でどのような形で使えるのか。それは基本設計から使うことができるのか、また実施設計に使えるのか、それから建築に対しても使えるのか、その辺を明確に御説明いただきたいと思えます。

○経営管理部次長

過疎債は、3月10日の過疎法の改正によって新たに小樽市も対象になったわけでございますが、若干その中身は変わっているかもしれませんし、細かい内容についてまだ通知は受けておりませんが、従来の過疎債の扱いからすれば、病院事業に入れる場合は、病院事業債の例によって対象が決まるということでございますので、基本設計は病院事業債の対象にはなっておりませんので、過疎債にならないだろうと思われまます。実施設計と本体工事については病院事業債の対象ですので、その半分に過疎債は入れられると、今はそのように認識しております。

○成田（晃）委員

そうすると、この病院新築に向けては、実施設計から過疎債を使うことができる。この過疎債を借りるための上限というのはあるのですか。

○（財政）財政課長

以前は過疎債の枠というものが決まっていたけれども、今は協議制に移行してしまっていて、北海道に確認したところ、ここ二、三年は各団体の申請どおりというふう聞いております。

○成田（晃）委員

それで、借りることには制限がないのですね。ただ、償還するには何年というのがあると思うのですけれども、それも制限がないのですか。

○（財政）財政課長

過疎債は無利子なのですけれども、財政融資資金でございまして、一般的な過疎債は 12 年償還の 3 年据置きでございます。それから、病院の場合は特殊でございまして、要件が整えば 30 年償還の 5 年据置きというような取扱いになると聞いております。

○成田（晃）委員

やはりこれはかなりメリットがありますね。ここまで苦勞してきたかいがあったのではないですか。過疎になったことがよかったのか。またこの過疎債は、本年 4 月から適用になるわけですが、小樽市で何かこれを利用する考えはありますか。

○（財政）財政課長

端的に言いますと、今の予算上では過疎債ということで見ておりません。建設事業につきましては、大体充当率 100 パーセントというような形ですので、今年度の財政収支上は過疎債に振り替わっても影響はないと考えております。過疎債の特徴は、後年度の元利償還金につきましては、交付税措置が 70 パーセントされるということでございますので、後年度の財政負担というものが非常に軽くなると認識しております。

○成田（晃）委員

いいことばかりあるというようにも思われますが、この過疎債は、病院に特化しますけれども、医療機器には適用されますか。

○経営管理部次長

対象事業には、医療機器も含まれております。

○成田（晃）委員

やはりこれは借りるべきですね。ぜひ市長には、この過疎債を使って、市民が待ちに待っている病院を何とかしてほしいと思います。今年のこの基本設計だけクリアすれば何とかできるのではないかと思うのですけれども、これについて市長よろしくお願いします。

○市長

以前から、なぜ小樽が過疎債の適用にならないのかという話はずいぶん私は言ってまいりまして、たまたま 3 月でこの過疎法が期限切れになるということで、今般この延長ということを議員提案されて、6 年間延長になりました。つい先日、参議院で通りました。したがって、4 月から適用になるわけですが、確かにこの優位性を使って、ぜひ事業を進めていきたいと思っております。

○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

○秋元委員

◎若年者雇用と「こころの健康相談」について

一般質問で若年者雇用について質問をさせていただきまして、この中でワンストップサービスということを考えて、就職や生活の悩みを聞く窓口を整えてほしいという話をさせていただきました。市長の御答弁では、心の悩みについては、保健所の「こころの健康相談」でやっていますということだったのですが、そのこころの健康相談について、相談の内容と件数を教えていただけますか。

○（保健所）健康増進課長

保健所で実施しておりますこころの健康相談については、精神保健福祉事業として実施しております、毎週月水金の午後、原則予約制でやっておりますけれども、市民からの要望等がございましたら、ほかの曜日でも対応しております。相談内容につきましては、やはり心の相談ということですので、医療に関する部分が一番多いです。件数は、平成 19 年度は相談者数 292 人、延べ件数 424 件、20 年度は相談者数 309 人、延べ 448 件、21 年度につきましては、昨年の 4 月から 12 月までの数字でございますけれども、265 人、延べ 406 件となっております。

○秋元委員

今、件数を聞きましたけれども、延べ件数ということでよろしいですね。

（「はい。」と呼ぶ者あり）

結構多いというふうに思ったのですが、若年者雇用という部分で生活や就労の相談ということかと思いましたが、今事業の内容を聞くと、私が考えていたものとちょっと違うように感じたのですが、このこころの健康相談という窓口は非常に必要だと思いますし、今後、若年者雇用と結びつけて対応することができないものかというふうに考えるのですけれども、例えばこころの健康相談の内容をまとめているようなものはあるのでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

こころの健康相談の内容についてでございますけれども、平成 21 年度の 406 件の内訳について説明いたしますと、やはり一番多いのが医療に関する部分でございます、例えば他人とのコミュニケーションがうまくとれないとか、過剰なダイエットで食べてもすぐ吐くとか、そういった部分で病院の診察を受けたほうがよろしいでしょうかというような相談が大体 255 件、そのほかアルコール依存関連といたしまして 41 件、認知症の関係といたしまして 35 件、また思春期相談ということで、リストカットやひきこもりなどの関係で 40 件、精神障害者の社会復帰という相談が 35 件で計 406 件となっております。

○秋元委員

わかりました。今後どういうふうに若年者雇用と結びつけてワンストップサービスに生かせるのか考えるのですけれども、例えばこのこころの健康相談の周知というのはどういうふうにされておりましたか。

○（保健所）健康増進課長

こころの健康相談の周知方法につきましては、これまで保健所のホームページで市民の方々に内容や時間の紹介をしているほか、関係機関のほうにパンフレットを置いて周知を図っております。また、あと市民向けのパネル展や講話等を企画いたしまして、その中でも宣伝しております。ほかに、保健師や栄養士が市内の会社、学校、町会等へ健康教育という形で出向いておりますけれども、そういうときにもパンフレット等を配布いたしまして、市民の方々にこころの健康相談があるということについて周知を図ってきております。

○秋元委員

相談者の年齢構成はわかりますか。

○（保健所）健康増進課長

相談者の年齢構成については現在、資料を持ってきておりませんので、後ほど分析をいたしまして報告したいと思えます。

○秋元委員

実際、若年者雇用という部分で、今のこころの健康相談の窓口とどのようにつなげていけるか、何か生かせるような考え方というのはありますでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

これまでも保健所のほうで受けている相談の多くは、非常に複雑困難な処理事例などが多く、保健所だけでは解決しない問題がたくさんございました。その場合には、労働関係とか、多重債務問題とか、そういった相談が複合

的に関係していますので、そういった場合については、保健所のほうから関連する部局のほうに相談いたしまして、なるべくたい回しにならないようには対応しております。昨年 12 月に、ハローワークのほうで実施しておりますワンストップ事業につきましても、保健所は 2 回参加させていただきまして、こころの健康相談員の職員を派遣して一緒に対応しております。今後もそういった形で若年者雇用の部分の連携を深めていきたいと考えております。

○秋元委員

わかりました。今まで商業労政課にもいろいろと質問をさせていただきましたけれども、ぜひワンストップでできるように検討していただきたいのと、あとメールでの相談の受付も要望しておりましたけれども、一体小樽市としてどういう状況にあるのかということ、ちょっと調査内容とか規模は非常に難しいとは思うのですが、一度どこかで集約するようなことがあってもいいのではないかと思います。例えば、講演会や就職セミナー等で、新卒者ということではなくて、若年者が集まったときに、アンケートをとるようなことが一回あってもいいのではないかというふうに思うのですが、これについてはどうでしょうか。

○（産業港湾）商業労政課長

今、若年者雇用は、いろいろな問題があると思います。生活の悩みから今のようなニートといった方たちも現実には小樽にはいると思います。ただ残念ながら、そういった実態をどのように把握するかというのは、なかなか難しいものと思っております。ただ、実際我々で行っております雇用相談総合窓口、又は直接若者の雇用対策に取り組んでおりますハローワークとか、その辺と連携しながら、今、委員がおっしゃったような実態調査というのはどのようにすれば可能なかどうかを協議してまいりたいと思っております。

○秋元委員

◎生活保護受給者の就労支援について

続きまして、生活保護受給者の就労支援についてなのですが、まず小樽市で生活保護を受給されている方の世帯数と、わかれば内訳を教えてください。

○（福祉）生活支援第 1 課長

保護世帯数ということで、本年 1 月現在の状況でありますけれども、保護世帯数は 3,773 世帯でございます。内訳としまして、高齢者世帯が 1,656 世帯、母子世帯が 462 世帯、障害者世帯が 306 世帯、傷病世帯が 976 世帯、その他世帯が 373 世帯となっております。

○秋元委員

3,773 世帯ということで、それぞれケースワーカーの方が訪問して、いろいろとアフターケアをされていると思うのですが、まずケースワーカーの数と担当者 1 人当たり何人の方を担当されているのか、お答えいただけますか。

○（福祉）生活支援第 1 課長

ケースワーカーの数でございますけれども、ケースワーカーは 42 名おります。業務は、施設入所、それからグループホーム担当、それから高齢者世帯担当など、いろいろな方々を各ケースワーカーが担当しておりますので、そういうのを平均しますと、1 人当たり約 90 世帯を受け持っていることとなります。

○秋元委員

非常に多いというふうに思ったのですが、それぞれの世帯で抱える問題も違うと思うのですが、例えば今回就労支援ということで質問させていただきました、就労可能かどうかという判断はどのようにされていますか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

就労の可否についての判断ということなのですが、いわゆる病状的な部分で働けないということであれば、当然主治医の意見に基づいて判断することになります。それ以外の要素として、例えば働けない原因が小さな子供がいて、保育所に入所していないというような場合については、その家庭の就労阻害要因が取り除かれたという状況をケースワーカーが判断して、就労に向けて指導するかどうかということ判断することになります。

○秋元委員

今回の答弁の中でも、就業指導をされてきたということで、年度によって違うようではございますけれども、例えば平成 20 年度は、300 名の就業指導をされてきたということなのではございますけれども、この就業指導とはどのような内容なのでしょうか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

いわゆる小樽市独自の部分での就労支援のことだと思いますけれども、小樽市としては、就業指導員ということで、ハローワーク O B の嘱託員を配置しております。その就業指導員とケースワーカーとが連携しながら、それぞれ被保護世帯の状況に応じて、どのような形で支援していけば就労につながるのかという要因等をまず洗い出して、その方々に合うような形で指導・助言を行っているということでございます。具体的には、対象者の職歴ですとか、資格ですとか、あるいは希望する職種などに応じて、ハローワークや新聞等の求人情報などを分析しまして、本人に提供しております。また、履歴書の書き方であるとか、面接の際の受け答えの仕方や、服装とか身なりなども含めて指導・助言を行って、ハローワークあるいは高齢者職業相談室等の同行も含めて就労に向けて支援を行っているという状況でございます。

○秋元委員

例えば、今、面接の仕方とかの指導・助言をされながら、同行もするということなのではございますけれども、この同行する方というのは、どういう方なのでしょう。

○（福祉）生活支援第 2 課長

すべての方について同行しているわけではないのですが、なかなか自発的にハローワークに足の向かない方もいらっしゃるし、向かっても窓口の職員と相談をしないで帰ってくるというような方もいらっしゃるのです。ですから、その辺の方法をきちんと教えるということも含めて、ケースワーカーあるいは就業指導員、あるいはその両方が対象者と一緒にハローワークへ行って、その窓口で相談をしていくという格好になっております。

○秋元委員

今回、釧路市の話もさせていただいたのですが、例えば同行される方の話をお答えいただきましたけれども、やはり人それぞれ状況は違って、例えば仕事に対して自信をなくしている人もいるでしょうし、例えばボランティアを通じて就労につなげていくような方ももしかしたらこの中に入っているのではないかと思います。例えば、一緒に同行して、同行しないと仕事を探せないとか、面接を受けてこないという方は、ただ単に怠けというよりは、陰にあるいろいろな悩みとか、問題も実際あるのかもしれない。釧路市のようにもうちょっと細分化された就労支援のプログラムもあっていいのではないかと思ったものですから、質問させていただいたのですけれども、今後、小樽市のプログラムもいろいろと考えていかれると思いますけれども、仕事を探しておいでという中で、ハローワークに行くだけではなくて、もっといろいろな就労に結びつけていくような入り口があってもいいと思うのですが、この辺はどうでしょうか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

いわゆる自立支援プログラムにつきましては、市長の答弁でもありましたけれども、当然、重要な問題だろうというふうに認識はしております。ただ、小樽市の場合、まだ釧路市のようなプログラムというのは現在はありません。当然、釧路市の視察もしましたし、ほかの都市の状況も踏まえて、この自立支援プログラムというものについて、順次策定していきたいというふうに思っております。ただ、プログラムの内容によりまして、生活支援課の内部のみでできるもの、あるいは市の他の部局との連携によらなければならないもの、市の外部の団体との連携が必要なものなど、いろいろな内容、メニューは出てくると思います。ですから、今の時点で、いつまでということも申し上げられませんが、そういう自立支援プログラムの策定に向けて進み出したということで御理解いただければと思います。

○秋元委員

わかりました。今後、プログラムの策定にあたり、検討をする中で釧路市の例もぜひ参考にさせていただきたいと思えます。

生活保護に関しては最後なのですが、今回の予算説明書の中に生活保護業務 I T 化事業費の記載がございまして、230 万円となっていますが、この事業の内容と、この事業を行うことによって、どのような効果があるとお考えでしょうか。

○（福祉）生活支援第 1 課長

生活保護業務 I T 化事業ということで、事業の内容でございますけれども、現在、国では生活保護業務の I T 化を進めておまして、それで平成 22 年度において、国では生活保護業務のデータシステムとそれから生活保護レセプト情報管理システムというのを開発するため、各自治体にも取り組んでくれないかということで、国が開発したそのソフトウェアが配布されるのですけれども、今持っている既存の生活保護システムにこれを取り込むためにシステムを改修するのに要する費用が 230 万円であります。

効果としては、まず 1 点目に、生活保護業務の現行のシステムについては、保護の決定やそれから決裁、医療・介護扶助関係、各種統計資料といろいろ活用しているわけですが、これはあくまでも内部資料の作成というものであり、今回国におけるソフトウェアの付加価値を高めることによって、毎月北海道に提出している報告資料や全国一斉調査などのデータもオンライン化することによって、その資料を国で一括管理することができ、保護の動向や生活関連などの状況を随時把握することができます。それによって、福祉事務所としては、国からの情報提供を受けたり、一般の福祉事務所との情報を共有することができるようになります。また、ペーパーレス化が図られるというようなことで、より一層の生活保護の効率化が図られるということがあります。

もう 1 点は、生活保護のレセプト情報管理システムにおいては、レセプトを電子データ化してオンライン化にします。そうすることによって、国のほうでは医療業務も統計業務や分析が即時に可能になる。また、傷病の動向把握等にも活用が図られるということです。福祉事務所はそれらの情報を得ることによって、より一層適正な医療扶助を進めていくことができるという効果があるのではないかと考えております。

○高橋委員

◎桃内廃棄物最終処分場について

先日質問を残しました桃内の廃棄物最終処分場について何点かお聞きしたいと思います。

初めに、事業費と当初の工期を教えてください。

○（生活環境）竹内主幹

桃内にございます廃棄物最終処分場の当初概要でございますが、工期は平成 9 年 7 月から 12 年 6 月まででございます。全体事業費は、当初で 64 億 9,300 万円。埋立期間でございますが、1 期が 12 年から 20 年の 9 年間、2 期が 21 年から 26 年の 6 年間。埋立面積は、全体で 11 万 5,000 平方メートル、そのうち 1 期が 7 万 5,000 平方メートル、2 期が 4 万平方メートル。埋立計画容量でございますが、全体で 103 万 3,000 立方メートル、そのうち 1 期が 81 万 1,000 立方メートル、2 期が 22 万 2,000 立方メートルとなっております。

○高橋委員

このごみの埋立ての状況を確認したいと思えますが、まず数字を追いますので、前にいただいている一般廃棄物処理基本計画、それから平成 21 年度の実施計画に基づいて数字を確認しながら質問したいと思います。

まず、実施計画のほうですけれども、この数字の根拠をまずどういうふうに算出されているのか教えてください。

○（生活環境）廃棄物対策課長

一般廃棄物処理実施計画の根拠でございますけれども、まずベースとなる人口推計がございます。これにつま

しては、平成 10 年度から 19 年度までの人口動態を勘案いたしまして、21 年度の人口を推計しているところでございます。その推計人口に合わせて、1 人 1 日当たりのごみの排出量というものを算定いたしまして、21 年度の生活系廃棄物のごみ量を算定しているというものでございます。

○高橋委員

要するに人口関係はわかりました。ごみの量については、前年度を参考にして、それをある程度加味した数字を出している、要するに実績値に近い数字だということによろしいでしょうか。

○（生活環境）廃棄物対策課長

ごみ排出量の算定根拠の部分につきましては、今、委員がおっしゃったように、平成 21 年度で言いますと 20 年度のごみ量を勘案して算定しているところでございます。

○高橋委員

実績値に近いという前提で伺います。この 8 ページですけれども、最終処分場の概要ということで、残余容量が載っております。この件について、現状をお知らせください。

○（生活環境）竹内主幹

残余容量につきましては、ここに載っている数字でございまして、近年、沈下などが現実問題としてございますので、実際、平成 16 年度に実測して算定いたしました。それを基に 17 年度に 2 期計画を進めるに当たっての推計をしたところでございます。それ以降、こういった形で換算係数を使つての推計は、実施計画に載っている量がそうでございますけれども、実測はやってございませぬので、また来年度以降、実測をしながら作業をしていきたいと考えております。

○高橋委員

要するに 1 期の面積と容量の部分でもう埋立てが終わっているのかどうなのか。もう 2 期のほうに入っているのかどうなのかということを確認したかったのですが。

○（生活環境）竹内主幹

2 期のほうにかかっているのかどうかということでございますけれども、埋立地の 1 期と 2 期というのは境界線は確かにございますけれども、一連の一体となった埋立地でございまして、2 期のほうの防水シートがきちんと完成しなければ、こちらのほうにごみを搬入することが許されないという形になってございます。ですから、実際埋立てをする場合、おおむね 1 期と 2 期の境界あたりで 5 メートルぐらいの深さで埋立てをいたしますけれども、埋立てが完成した側から前に向かってごみを落としていって、斜めに仕上げていくという形になりますので、現在斜めに仕上げたのり地と言いますが、それがまだ 1 期の側にあります。そうしますと、三角の部分が 1 期の部分でまだ残ってございます。それで、新年度から 1 期と 2 期にまたがった区域を徐々に埋め立てていく予定であります。そして、次第に 2 期のほうに軸足がかかっていくような埋め方になってございますので、まだ現在、1 期のほうも余裕はございます。

○高橋委員

要するにこの計算上の 1 万 8,500 立方メートル程度はあるのかと聞きたいのですけれども、おおよそでお答え願えますか。

○（生活環境）竹内主幹

ちょっと数字ははっきり言えませんけれども、この数字の内数で残っているという状況でございます。

○高橋委員

それで、この基本計画の 33 ページに最終処分量の将来予測というのが載っております。この基本計画の年数は、平成 16 年度から 26 年度までということになっておりますので、ちょうど今年度 21 年度が中間の年度になっております。それで、この数字が出てはいるわけですが、根拠になっているのが、資料の 9 ページに載っております。確認

したいのですが、これの生活系燃やすごみ量、それから生活系燃やさないごみ量（粗大ごみを含む）、それから事業系ごみ量、そして 4 点目に最終処分量、この 4 点について、この基本計画とそれから実施計画の数量と比較してどういう状況になっているのか、お答えください。

○（生活環境）廃棄物対策課長

まず、生活系燃やすごみ量につきましては、まず基本計画の中では 2 万 3,253 トン、実施計画の中では 1 万 7,970 トンということでございます。それから、生活系燃やさないごみ量は、基本計画の中では 7,751 トン、実施計画の中では 4,810 トンでございます。それから、事業系ごみ量でございますけれども、基本計画では 1 万 8,500 トン、実施計画の中では 1 万 9,860 トンでございます。それから、最終処分量につきましては、基本計画の中では 9,437 トン、実施計画の中では 8,290 トン、こういうふうになってございます。

○高橋委員

増減があるわけですが、事業系だけがプラスになっているわけです。それで、それぞれのマイナス、プラスがあるのですが、この理由についてお知らせください。

○（生活環境）廃棄物対策課長

まず、生活系燃やすごみ量は基本計画に比して実施計画はマイナスとなっております。それから、同じく生活系燃やさないごみ量につきましても基本計画と比べて実施計画のほうが減っておりますけれども、これにつきましては、おおむね平成 17 年度からごみの有料化が導入されて、それに合わせて資源物の収集品目の拡大をしておりますので、当然、これを策定した時期よりも減量化されているのではないかと考えております。

それからもう一つは、推計人口につきましても、当初基本計画を策定した時期よりも実施計画を策定した時期のほうが、要するに現状に近い人口であり、相当程度減少してございますので、そういったこともマイナスの要因ではないかと考えております。

それから事業系ごみ量につきましては、計画時よりも増加しており、事業系ごみにつきましては、生活系ごみに比べますとなかなか減量化が進んでいないという感じはしてございます。

それからあと、最終処分量につきましても、基本計画に比べて実施計画が減少してございますけれども、これは生活系ごみ量が総体的に減っているということと、19 年度からの北しりべし広域クリーンセンターの焼却施設ができたということもあわせて、おおむね順調に減少したのではないかと考えてございます。

○高橋委員

私も計算をしてみました。燃やすごみのほうは 77 パーセントで、結構減っています。それから、燃やさないごみは、粗大ごみを含めて、62 パーセントということで相当減っております。事業系ごみだけが増えているという状況です。ちょっと不思議なのは、この燃やすごみというのは 8 割近くですから努力されたということも含めて理解できるのですが、燃やさないごみ、それから粗大ごみのほうについては、基本計画の 6 割ということは、かなり少ないというふうに踏んでおります。それで、基本計画の数字はどうだったのかという検証はされたのでしょうか。

○生活環境部次長

基本計画に関しましては、平成 15 年 2 月の広域計画を基に小樽市で作成したものですので、数字的には若干違いがありますけれども、考え方は広域計画ということでございます。当時の広域計画では、当然のことながら、生活系の可燃ごみ、不燃ごみの中に占める資源物の割合とか、それから分別の間違いいといったことを加味して、これだけ資源化する、これだけ減量化するという目標を立てて計画したというところですが、現状、思った以上に市民の皆さんの協力を得られて実施計画の数字のように下がっている状況になっていると思います。比率に関して、可燃ごみと不燃ごみの割合という部分がありますけれども、当初、北しりべし広域クリーンセンターのほうでは不燃ごみのほうが資源化に回すと落ちていくというような傾向が見られるということで、不燃ごみの量を下げたところがございますけれども、実際には可燃ごみに入っていたプラスチックなども資源化に回っているという現状

もありまして、このような比率になっているものと推定しております。

○高橋委員

一番注目したのは、この 4 点目の最終処分量です。先ほど数字を言われたように、88 パーセントダウンということになっております。これは、基本計画の数字 8,592 トンよりも平成 21 年度の実施計画の数字 8,290 トンのほうが少ない。要するに、最終計画よりももう既に少なくなっているという状況です。それで、この 2 期工事の数量ダウンになったのかと思うのですが、この件について見解を伺いたいと思います。

○（生活環境）竹内主幹

実際、ごみの減量なのですけれども、収集するごみの量が減ったという部分に関しましては、ただいま次長が答弁したようにいろいろなことがございました。ただ埋立てとなりますと、1 回収集したものをさらに中間処理をして減らすという過程がございます。例えば焼却施設で、当初、焼却灰を埋めることになっていましたけれども、それをさらに熔融炉を使ってスラグ化するとか、あるいは不燃ごみを直接投入する予定だったものを再処理プラントで細かく破碎してから埋める。あるいは、焼却施設で出たスラグなどを廃棄物として捨てる予定だったのですけれども、これらを覆土として利用するというようなことで、さらに埋立てをする中で減量化が進んだというふうに考えてございます。

○高橋委員

それで、2 期工事がかなりダウンになったわけですが、この当初計画と比較して、埋立面積、埋立容量の数字と、それからその積算根拠についてお知らせください。

○（生活環境）竹内主幹

減った理由としましては、ただいま申し上げた予想以上のごみの減量化というところでございます。それで、当初、2 期の 6 年間の埋立ては、先ほど申し上げましたように 22 万 2,000 立方メートルを予想しておりましたが、平成 17 年度の 2 期基本計画の際には、予想以上のごみの減量化で埋立期間を同じ 6 年間とした場合でも 13 万立方メートルでも対応可能ということが予想されまして、あわせて埋立面積も 4 万平方メートルから 2 万 9,000 平方メートルへ減ってございます。

○高橋委員

この数字の根拠を教えてください。

○（生活環境）竹内主幹

13 万立方メートルの根拠なのですけれども、具体的に要は過去の実績というものを加味して推計したものでございますけれども、一般廃棄物として 5,900 立方メートル、産業廃棄物 7,200 立方メートル、置土と路盤材が 5,900 立方メートル、これは 1 年間の数字ですけれども、約 1 万 9,000 平方メートルということになります。これはちょっと切り捨てた数字なので、計画では 1 年間 1 万 9,250 立方メートルということで、これを 6 年間分 6 倍しまして、それに最終覆土として 1 万 4,500 立方メートル、これを足しますと 13 万立方メートルということで推計させていただきました。

○高橋委員

後でペーパーでいただけますか。それで、この 2 期工事に当たって、1 期の埋立期間が 1 年間延びているということをお伺いしました。この 1 年延びるときに、当然住民との協定書があったわけですから、私の記憶では、平成 26 年度の終わりの部分は動かさないという議論をやったような記憶がございます。それで、協定書の写しもいただきましたけれども、変更されていると思います。それで、この変更されたときに、住民の方々、町会の方々という打合せをして、この協議に至ったのか、これを説明していただきたいと思います。

○（生活環境）竹内主幹

町会との協定書の関係でございまして、当初の平成 12 年に行われました桃内町会との協定では、埋立期間

は 1 期が 9 年間、2 期が 6 年間ということで、12 年から 26 年の 15 年間となっております。しかし、先ほどから申し上げてまいりましたとおり、予想以上のごみの減量化ということで、2 期計画の実施計画を立てるときに残容量を測定した結果、まず 1 点目は 2 期計画、これは 6 年間ということで町会和打ち合わせをしておりましたので、これをベースに積算しますと、先ほど申しました 22 万 1,000 立方メートルから 13 万立方メートルへ埋立容量を縮小するということが了解を得ました。また同時に、既にもう稼働してしまっている 1 期の埋立容量につきましては、余裕が生じていますので、この部分についても、これをやめるということにもなりませんので、何とかその部分を 1 年間の延長を認めていただいて、その分 2 期の埋立開始を先送りするということが合計の埋立期間を平成 27 年までの 16 年間とすることで、平成 19 年に現在の新協定書をつくり直したところでございます。

○高橋委員

そのところをもう少し聞きたいのですが、1 年延ばしてほしい、いいですよということで、交換条件も何もなかったのでしょうか。それとも、もうこれ以上は延ばされないという話だったのでしょうか。それとも、今後また協議に応じるということだったのか、その辺の状況を教えてほしいと思います。

○（生活環境）竹内主幹

この協定書というのは、中身としましては、何か新たな問題があるときに再度協議するという内容になってございますので、もうこれ以上延ばされないとか、そういうことではなかったというふうに思います。

○高橋委員

それで、市の基本姿勢を確認したいのですが、ではこの桃内の最終処分場は、もし延命措置ができるのであれば、ずるずると延ばしたいという考えなのか、それとも住民の皆さんとの約束で平成 27 年度までで終わらせるという考えなのか、今後の考え方についてお知らせをいただきたいと思います。

○生活環境部次長

地元との協定に関しましては、あくまで期限を切るという形が正規だろうと思っております。今後、また違うところに処分場を探す際にも、そういった形の協定を結ぼうと思っております。ただ、ごみの減量が進んでいる状況で、期間を 15 年とか 20 年に区切ってもまだまだ入るというような状況であれば、それは市にとっても入れたいという気持ちもありますし、地元の方々にも最終の埋立面という絵姿を見せておりますので、それに関しては地元の方もまだ入るのであればいいというような話合いをしていくという条件をつけていきたいと考えております。

○高橋委員

わかりました。それで、私の聞いたかったのは、次のことなのですが、第 6 次小樽市総合計画があります。この前期実施計画の 39 ページに、第 2 期拡張事業はもう終わりましたので、次の「次期埋立適地選定と住民との協議」というふうに載っているわけです。この件についていろいろ確認をしたくて、今のような質問をいたしました。前期計画ではこの事業のラインが平成 21 年度でびたっととまっているわけですが、今のお答えだと、前期については、全くこの選定の考え方というのではないということではよろしいのでしょうか。

○生活環境部長

確かに御指摘のとおり、前期実施計画の中身は平成 21 年度でとまっています、それ以後は棒グラフとして表示はしておりません。だからといって、私どもがこの間、残りの 25 年度までは何もしないかといったら、そういうことではなくて、ここに一部記載しておりますように、次期埋立地の選定、そして住民との協議というものを行っております。これを書かなかったというのは、これについては言ってみれば水面下での事業推進ということで、ここにはっきりと棒グラフとして表すほどの事業というような位置づけではなく、表すとしたら、これ以後に予定をしております用地取得なり基本構想、それから基本設計、実施設計といったような形での、言ってみれば事業費を伴う事業が明確になった段階では、それを説明していくというふうにも考えていました。この最終処分場というのは、地域住民からしてみますと、決して喜んで迎えられる施設というわけではありませぬので、その点は慎重に話を進

めていく必要があると判断をしておりますので、見込みという意味では、ここにも記載は可能だったかもしれませんが、そういう観点からしますと、大まかな金額をここに掲載することで、またいろいろな憶測なりが起こりかねないということもございましたので、この前期実施計画においては、昨年の 12 月までで策定をしておりますので、その段階ではまだそこまで熟していなかったということで御理解をいただきたいと思ひます。

○高橋委員

私がなぜこの質問をしたかという、もし同じ規模のものをつくるとすると、平成 27 年度で埋立てが終わるとなると、そのときまでにもう完成していなければならないわけです。それで、工期を聞きましたら、丸 3 年かかっているということです。設計を入れると 4 年で、27 年度に完成となると、23 年度から始めなければもう遅いわけです。今年度は 22 年度になるわけですから、そうなるともう準備をしないと間に合わないだろうという考え方です。ですからこういう質問をしました。

それで、部長は何か含みのあるお話をされていたので、案があるのかなというふうには思っていましたけれども、そういう心配をした上での議論ですので、今後ともまたこの件に関しては議論させていただきますけれども、私の心配は当たらないということなのかどうなのか、最後に、部長の見解を聞いて終わりたいと思ひます。

○生活環境部長

当然、委員がおっしゃったとおり、平成 27 年度という計画期間がまずありますので、それを前提にした上で逆算をしても、当然その前期計画にもこの事業に着手ということが出てくるというふうに想定はしております。そう言いながら、先ほど次長も触れましたように、今の第 2 期拡張工事計画の工事まで終わらして、そこをこれから供用開始をするということで、その点ではできるだけやはりごみの減量化が進んで、この最終処分場でもできるだけ延命が図られればという期待も一方ではございますので、確かに 27 年度を一つの区切りとして念頭に置きながら進めますけれども、一方では延命ということも期待しながら進めていきたいという、そういう両にらみで、今後、事業の展開を考えていかなければいけないと思ひます。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○佐々木委員

◎平成 21 年度決算見込みについて

私のほうからは、最初は明るい見通しの持てる話にしたいと思うので、代表質問の折に財政問題で、2009 年度の決算見込みについて質問させていただきました。それに関連して何点か質問させていただきます。

2009 年度については、一般会計における予算上の実質累積赤字は補正予算を提出した時点で 4 億 9,100 万円となり、単年度収支は財政健全化計画上の 1 億 1,600 万円の黒字を確保して、2 年連続の黒字となる見通しという答弁がありました。それを確認していきたいと思ひます。

それで、実際のところどうなのかと聞きましたら、市長のほうからは、普通交付税は予算に対して増額となったが、既に地域経済活性化等推進資金基金への積立てをはじめ、これまでの補正予算の財源として使用しているなど、今年度も大変厳しい財政運営になっているという報告ありましたが、これについて間違いありませんか。

○（財政）財政課長

間違いございません。

○佐々木委員

単年度黒字に向けていろいろな策を講じたというふうに思ひますけれども、この場面でさらなる財源対策は具体的にどう図りますか。

○（財政）財政課長

財源対策についてでございますけれども、まず当初予算で職員手当等の削減の継続ですとか、他会計借入れ等で財源対策をとりました。それで収支均衡予算を組みました。年度を通じて、歳入の確保と経費の節減を行いました。こうした中で単年度収支の黒字の確保に向けて、さらなる財源対策ということで、減収補てん債とか北海道市町村振興基金等の市債の増額を計上したところでございます。

○佐々木委員

そのことによって、今定例会の補正後における予算上の単年度収支は、1億6,700万円程度の黒字となるというふうに回答しているのですけれども、それに間違いありませんか。

○（財政）財政課長

間違いございません。

○佐々木委員

そうしますと、当初と比べて黒字が1億6,700万円ということになったわけですが、当然、財政健全化計画に変化が生じてきているのではないかというふうに思うのですけれども、計画の見直しは図られたのですか。

○（財政）財政課長

財政健全化計画についてでございますけれども、平成21年度決算見込み、あるいは22年度の今出しております予算案、さらには昨年度策定されました総合計画実施計画、こういうものを踏まえまして、財政健全化計画の収支計画の見直しを行いまして、来週の総務常任委員会に報告したいと考えております。

○佐々木委員

どういふ変化があったのかということと、特徴的なところを含めて教えていただけますか。

○（財政）財政課長

変化と申しますと、平成20年度に大きな黒字を出したということと、あと健全化計画の目標以上に21年度単年度で黒字を出したということでございます。特徴的なものといましては、税収が非常に落ち込んだということと交付税が昨年想定したよりも大きく伸びたということ、あるいは扶助費が増加したこと等々があるというふうに考えております。

○佐々木委員

その結果、当初は平成24年度に累積赤字が解消するという予定だったと思っておりますけれども、これに変化はありますか。

○（財政）財政課長

財政健全化計画の収支計画の詳しい説明につきましては、来週の総務常任委員会で説明したいと思っておりますが、今のところは平成24年度までの収支計画が1年早まって、23年度になる見込みでございます。

○佐々木委員

その辺については総務常任委員会で詳しく質問をしたいと思っておりますけれども、結論から言いますと、黒字が出て1年前倒しで健全化に向かうということが確認されましたので、非常に喜ばしいことだと思います。

それから二つ目には、私のほうでは財政健全化計画上の単年度収支の目標を1億1,600万円の黒字の確保に向けて取り組んだと押さえていますけれども、このいわゆる税収確保といいますが、具体的に増額を図る歳入の確保に向けてどのような取組をしておりますか。

○（財政）財政課長

先ほどの答弁でも申しましたが、今定例会で市債の増額1億6,760万円を財源対策として計上したところでありまして、この内訳といたしましては、減収補てん債が4,060万円、それから北海道市町村振興基金が1億2,320万円の計上をしたところでございます。

○佐々木委員

◎財政健全化法上における各指標について

もう一つ私のほうで気になった点で、いわゆる財政健全化法上の各指標の数値がどうなるのか。あわせて今後の見込みを含めてお知らせくださいと質問をいたしました。確認しますけれども、いわゆる財政健全化比率の関係について、もう一度お示しください。

○（財政）財政課長

今定例会後の予算上の収支見込みを試算いたしますと、実質赤字比率が 1.5 パーセント程度、それから連結実質赤字比率が 3.7 パーセント程度、それから実質公債費比率と将来負担比率につきましては、現時点においては試算しておりません。

○佐々木委員

実質赤字比率、それから連結実質赤字比率の点については、恐らく平成 20 年度よりも若干上回って、改善されているというふうに確認しますけれども、今後の見通しなのですが、この点についてはどういうふうに押さえていますか。財政健全化計画上の判断比率の見通しの部分について、実質赤字比率、それから連結実質赤字比率の改善に努めるという答弁もございましたけれども、これについての確認をお願いします。

○（財政）財政課長

そのとおりでございます。

○佐々木委員

そこで非常に重要になってくるというふうに思うのですが、この連結実質赤字比率の関係でいいますと、一般会計、特別会計それから企業会計を見ている中で、一般会計の部分については、どのような改善目標としていますか。

○（財政）財政課長

一般会計につきましては、御承知のとおり、財政健全化計画を策定して、収支改善の取組を行っているところでございます。

○佐々木委員

それで、平成 20 年度決算で見ますと、特別会計で国民健康保険事業会計が 9 億 5,482 万円の赤字と、それから企業会計では病院事業会計で 14 億 5,637 万円の赤字と、こういう結果が出ております。先ほどの答弁の中で、この国民健康保険の関係と病院事業関係の赤字の改善といいますか、具体的な作業に入っていると思うのですが、まず病院事業会計の現状と改善策についてお知らせいただけますか。

○経営管理部次長

今の数字に基づいて病院事業会計の現状を言いますと、平成 21 年度の最終予算で、年度末の資金過不足額、いわゆる不良債務は 11 億 8,400 万円の見込みとなっております。また、22 年度では 6 億 1,900 万円の見込みとなっております。改善策でございますが、改革プランをつくってそれに沿って改善したいところでございますが、いかにせん医師の補充が十分でない中では、改革プランに対して、21 年度で資金不足は大体 6 億 2,000 万円ほど悪くなっています。また、22 年度末では、8 億 8,000 万円ほど悪くなっているのが現状でございます。

一つには、支出の削減を進めておりまして、経費の見直しとして委託の人数等を見直し、それから臨時職員、嘱託員の人数の見直しなどについても、22 年度に向けてやっているとございます。また、21 年度からは材料費の価格交渉を外部のコンサルタントも入れてやっております、22 年度には数千万円の効果を見込んでおります。また、これらの見直しについては、将来的なことも考えて、次には薬品費、そのほかについても外部のコンサルタントを入れながらやろうとしております。

もう一つは、収入上の見直しでございますが、本来医師が補充されるのが一番でございますが、なかなか理想ば

かりも言ってもらえませんので、今回の診療報酬の改定はわりと地域の病院に有利と言われており、昨日の経営戦略会議でもそれに対する診療報酬で有利になるものは何があるのか、そのための条件整備、それらを今指示をして取り組むところでございます。

それから、将来に向けては、D P C の導入などについても準備を始めたところでございます。

○佐々木委員

改めて聞くまでもないのですが、医師確保の見通しについては、現状どうなっていますか。

○経営管理部次長

現在のところ、平成 22 年 4 月に向けて、形成外科の医師については今は週 1 回の派遣でございますが、常勤医として確保できる予定でございます。それから、検査の関係の病理の医師も 1 名常勤化する予定でございます。それから、臨床研修医が現在 2 名でございますが、来年度新たに 2 名入りまして、今いる 1 名については 2 年が終わって、出るものですから、現在 2 名の臨床研修医が 22 年度は 3 名確保できる予定でございます。主なところはそういうところでございます。

○佐々木委員

もう一回確認しますが、研修医が 3 名になる予定ということですか。

（「そのとおりでございます」と呼ぶ者あり）

医師確保に向けては、研修医にも好まれている市立小樽病院ということで、宣伝していると思っておりますけれども、札幌医科大学からも研修医が来ていますか。

（「ええ、来ております」と呼ぶ者あり）

それでは、さらに医師確保に向けての努力といいますか、頑張りたいと思うところです。

◎国民健康保険における赤字について

質問を変えます。国民健康保険の関係は、赤字が 9 億幾らも出ますけれども、その原因と改善策についてはどのようなになっていますか。

○（医療保険）国保年金課長

国民健康保険の場合、全国的な傾向として、高齢者が多いとか、低所得者が多いといった状況があって、小樽市の場合、そういった部分がより顕著な状況でございます。さらに、小樽市の場合は病床数が多いということで、1 人当たりの医療費が全国的にも高い市町村という位置づけがございます。それと、過去の話で申しますと、国民健康保険料の収納率が低かったことによりまして、国庫補助金がペナルティで減額されるという、これが一番多いときで 15 パーセント減額されていたという時期がございました。そうした中で、最高で平成 13 年度末では 34 億円の赤字が生じてございました。その後、いろいろ医療制度改革等もございまして、本市におきましても、レセプト点検とか、健康相談、訪問指導といった保健事業を通じて、医療費の適正化対策に励むとともに、収納率の向上にも十分対策を推進してまいりました。その結果、14 年度以降につきましては、単年度収支が黒字化になりまして、特に先ほど申しました国の補助金につきましても、収納率の向上に伴いまして 18 年度以降は補助率のカットもなくなったという状況がございまして、単年度収支の黒字を積み重ねた中で、20 年度末には 10 億円を切る累積赤字となったところでございます。今後におきましても、先ほど申しました医療費の適正化対策、それと収納率の向上につきましても、現時点で既に道内の主要都市の中では、最高の収納率にまで向上してございます。今後も引き続き被保険者間の負担の軽減という見地から、より収納率の向上に向けて対策を進めていながら、単年度の収支の改善を図りながら、累積赤字の解消につなげていきたいと考えてございます。

○佐々木委員

努力が報われた結果であり、先の明るい見通しが出てきたというふうに思います。引き続き、御努力をお願いしたいと思います。

◎小樽ふれあい観光大使について

次は、「ふれあい観光大使」という名称の事業について内容を含めて御説明いただきたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

ふれあい観光大使の制度でございますけれども、この制度は平成 18 年度から実施しておりまして、小樽の知名度のアップと観光入込客数の増加を図るため、小樽を愛するさまざまな方に小樽ふれあい観光大使ということで任命させていただきまして、あらゆる機会を通じまして小樽の魅力を全国的に積極的に発信していただく、そのような形で任命している制度でございます。

○佐々木委員

だれからだれに対して任命をしているのですか。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

ふれあい観光大使の制度につきましては、一応協議会組織という形になっておりまして、構成としては、観光協会、商工会議所、あと小樽市、その他協賛団体などで構成されておりますけれども、協議会のほうから委嘱という形で任命しております。

○佐々木委員

現在、何名がいて、どういう方が大使の任命を受けているのですか。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

現在のところ、ふれあい観光大使自体は 49 名となっております。任期は 3 年で、主な有名な方で御紹介いたしますと、例えば道外で申しますと、石原まき子さん、歌手の鶴岡雅義さん、精神科医の香山リカさん、前観光庁長官でありました本保芳明さん、あと道内で申しますと、作家の千石涼太郎さん、蜂谷涼さん、シンガーソングライター一の柿本七恵さんなどが任命されているところでございます。

○佐々木委員

ほとんど道外の方ですが、市内の人というのはいないのですか。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

今申した中で、例えばシンガーソングライターの柿本さんは小樽に定住されておりますし、蜂谷涼さんも市内に住居をお持ちの方でございます。

○佐々木委員

そうすると、このふれあい大使の方はどんな仕事をするということなのですか。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

大使の活動といたしましては、仕事の中ですとか、日常生活を通じまして、さまざまな方々に小樽の魅力や観光情報などを紹介、あるいは宣伝していただくということがまず一つの仕事としてございます。そのほかに、小樽の観光振興についてのアドバイスなどもいただくというのがこの観光大使の主な仕事となっております。

○佐々木委員

聞くところによると、それぞれ観光大使が名刺を持って行動しているようですが、どのような人と対応したという実績はどうとらえているのですか。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

大使の活動の中で、今、委員がおっしゃったとおり、小樽の魅力を紹介していただく際に、観光大使と印刷されました自分の名刺をお配りいただくという仕事がございます。その名刺を持ってきて運河プラザのほうに来ていただくと、記念品を差し上げる、それは小樽に来ていただく一つの動機づけにさせていただこうというような活動がございます。その名刺を持ってきていただくと、協賛のお店のほうで割引を受けられるという制度をやっておりますけれども、一応実績といたしましては、平成 18 年から 20 年末までの実績でございますけれども、今までに小樽に

名刺を持ってこられた方というのは 665 人おりました、協力店で割引などを受けたというのは、累積で 422 人となっております。

○佐々木委員

非常に魅力的な取組だと思いますけれども、今回、70 万円の予算を計上して交流セミナーを開くということですが、これの内容について教えてください。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

平成 18 年度から始まりましたふれあい観光大使の制度は、22 年度で 5 年目を迎えますが、観光大使というのは 49 名のうち、道外の方が半数以上の 39 名となっておりますけれども、この方々を中心に小樽のほうに来ていただきまして小樽の魅力というものを再認識していただいて、本市にとりましては、今後の観光施策の参考にしていくとか、あと御本人にとりましては、最近の小樽を見ていただきまして、今後また人々に PR する際の参考にしていただくためにセミナーを開催するところでございます。セミナーにつきましては、観光大使の方々の市内視察とか、その後の交流会的なセミナーの開催、あとこちらに来ていただく際の宿泊費の助成などで 70 万円の予算を計上させていただいているところでございます。

○佐々木委員

この部分については新規事業なのですか。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

このセミナー事業については、新規事業で開催するものでございます。

○佐々木委員

今後の問題なのですが、先ほど大使の人数は 49 名と言いましたが、今後、枠を増やしていく、内容をさらにいいものにしていくという展開についてはどういうふうになりますか。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

ふれあい観光大使の任期が一応 3 年となっておりますので、その中では一部体調等の関係で辞退されている方もおられる状況にありまして、平成 21 年度任命する際には、おおむね 50 人程度であって、あまりすごい数になるといってもなかなか大使の活動という中でどうなのかというのもございまして、一応 50 名程度でやっていこうと昨年の協議会の中では確認されております。

今後ですけれども、より小樽を PR していただくという活動を今回のセミナーの開催などを通して発信していただくというのが一つございますし、また大使同士の交流を深める中で、よりよい小樽というものを私どもですとか、観光協会と協議した上で御提言いただくということもやっていく中で観光振興につなげていきたいと考えております。

○佐々木委員

◎地上デジタル放送関係費について

地上デジタル放送の関係ですけれども、今回予算の中で、4,230 万円の地上デジタル放送関係費が入っておりますけれども、この事業内容と内訳について教えてください。

○（総務）企画政策室川嶋主幹

地上デジタル放送関係の平成 22 年度予算の 4,230 万円の内訳についてでございますけれども、まず桂岡・見晴地上デジタル中継局建設事業費といたしまして、桂岡と見晴にあるミニサテライトのデジタル化、これに係る経費が予算で 3,800 万円、その内訳は 2 分の 1 が国の補助、4 分の 1 が民間放送事業者の負担、残り 4 分の 1 が特別交付税で措置ということになっております。

次に、電波障害防除施設改修費ということで、まず一つには勤労女性センターの改修で 170 万円、これは全額起債になります。同じく電波障害防除施設の改修で、消防本部及び勝納の消防署、それと消防署長橋出張所、この 3

施設合わせて 260 万円。以上三つで 4,230 万円という当初予算の計上になっております。それに加えて、住宅事業特別会計のほうで、市営住宅の地上デジタル放送対応工事で 2,300 万円を計上いたしておりますので、すべて合わせますと、来年度の当初予算では 6,530 万円というのが地上デジタル放送に関する予算の総額になるかと思っております。

○佐々木委員

今は市の施設の関係のみですね。この事業に対して、総予算、総事業費と進ちょく状況、この辺はどうなっておりますか。

○（総務）企画政策室川嶋主幹

総事業費と言われるのが、地上デジタル放送に関することだと思いますので、平成 20 年度から 22 年度の 3 か年で行っているのですが、まず平成 20 年度に地上デジタル波関連電波障害調査経費といたしまして 798 万 7,000 円、これは決算ベースですけれども、支出しております。次に 21 年度ですけれども、電波障害の防除施設ということで、市民センターほか 3 小学校、これは予算ベースで 1,000 万円、それと小中学校のデジタル化及びチューナー設置で 1,829 万 1,000 円、それと市営住宅関係で 5,492 万 3,000 円、21 年度は予算ベースで 8,321 万 4,000 円ということになっております。これに今説明いたしました 22 年度の予算 6,530 万円を合わせますと、3 年間で 1 億 5,650 万 1,000 円、この額が市内の市の施設にかかわるデジタル化への調査と視聴可能対策の総額の経費に現時点でなるかと思っております。

○佐々木委員

そうすると、市の関係の分については、これで全部終わりになるのですか。

○（総務）企画政策室川嶋主幹

平成 22 年度の当初予算の事業をもって、市の施設にかかわるもののデジタル化については、すべて終わるという予定になっております。

○佐々木委員

わかりました。それで、なかなか難しいと思うのですけれども、民間関係の部分についてデジタル化の実態はわかりますか。恐らくそれにかかわる課題とか問題点があるのではないかというふうに思いますけれども、その辺のところはどうなっておりますか。

○（総務）企画政策室川嶋主幹

市内全体のデジタル化の普及率というのは市内で何パーセントということはちょっと押さえていないのですが、いわゆる、今、市内では基本的には手宮のほうからの電波を受けられるということになってはいますが、その中で、いわゆる共聴施設といいまして、一般共聴施設、地形的に電波が受けられないところが、現在で 4 組合がまだデジタル化未改修というふうに聞いております。それと市内にある電波障害対策ということで、大きなビルの陰に住宅があってビルが電波を邪魔している、この改修についても大体 20 から 30 ぐらいの施設がまだデジタル化されていないというふうに組合のほうから聞いております。この辺を平成 22 年度中にデジタル化すれば、市内でいわゆるデジタル放送を見られないという施設はなくなるのですが、今また新たにアナログ放送は見られるのだけれども、デジタル放送になると見られなくなった地域、国のほうでは新たな難視地区と言われているのですが、これが市内で 3 か所ほどあるということで、総合通信局のほうから知らせを受けておりますので、今年度はこちらのほうの対策というのも総合通信局と連絡をとりながらしていかなければならないと思っております。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 05 分

再開 午後 3 時 20 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

平成会。

○成田（祐）委員

他の議員から本会議、予算特別委員会等で出た質問と若干、重複する部分があるとは思いますが、私独自の観点で質問させていただきたいと思います。

◎地域包括支援センターについて

まず、地域包括支援センターについてお伺いしたいのですが、中部の包括支援センターが移転するに当たり、丸文書店跡を選択されたということで、一番いい場所に移転されると、非常にこれは評価していいというふうに思うのです。やはり商店街のあいている中に、人が集う場所ができるというのは、とても大切なことだと思うので、ぜひここを大いに活用してもらいたいと思います。今後の開設日程と、あとは移転して当然スペースも広がるので、強化していくサービスについてお聞かせ願えますか。

○（医療保険）介護保険課長

今後の開設日程につきましては、平成 22 年 4 月 1 日を予定しております。また、移転に伴うサービスの強化についてでございますが、まず包括支援センターの最初の相談窓口としてどなたでも相談できるような対応をしていきたいと考えています。内容によりましては、関係機関に引き継ぎ、それと今回の移転の最大のメリットは、成年後見センターと併設することにより、連携を深めることによって、権利擁護の部分での強化、支援ができるというふうに考えております。

○成田（祐）委員

いろいろな意味で包括支援センターが高齢者のための生活をいろいろ見ていくという部分で、どんどん重要度が増していくというふうに考えておりますが、ではその中部以外の残り 2 か所の包括支援センターの今ある場所が朝里の山のほうとオタモイの山のほうと、市民が気軽に訪れられる場所かという、若干行きづらい場所にあるというふうには思うのです。包括支援センターの役割等を考えると残り 2 か所の移転もすぐとは言わないですけれども、今後、時間をかけてどこかあいているアクセスしやすい場所に移転するというのはお考えでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

残り 2 か所の移転についてでございますが、まず 2 か所の包括支援センターの相談方法について説明させていただきます。まず、東南部の包括支援センターの相談につきましては、電話による相談が約 8 割、北西部につきましては、電話による相談が約 9 割、あとは包括支援センターが相談者のほうに出向いて訪問することもあり、実際に客が包括支援センターに来て相談するというのは全体の約 1 割程度になっております。この数字が包括の場所が悪くて 1 割にとどまっているのか、又は要件が電話で足りているのかというのは、今後、分析をしていかなければならないというふうに考えております。

また、今回、中部包括支援センターがまちの中の一番いい場所に移転することもありますので、その効果を十分検証した上で、今後も法人とも協議してまいりたいというふうに考えております。

○成田（祐）委員

中部の先行事例もあると思いますので、ぜひ検討していただければと思います。

そこで、もう少し突っ込んだお話を伺いたかったのですが、当然場所もそうなのですが、包括支援センターごとで委託先が違う状況になるという中で、その各包括支援センターで抱える 1 人当たりの介護プランの件数というのは、それぞれどのようになっていますか。

○（医療保険）介護保険課長

平成 22 年 1 月現在の数字によりますと、東南部包括支援センターが 1 人当たり約 51 件、中部包括支援センター

が 1 人当たり約 66 件、北西部包括支援センターが 1 人当たり約 48 件となっております。

○成田（祐）委員

今伺ったところ、1 人当たりで持たれている件数が 48 件から 66 件の間と、おおよそ 1.3 から 1.4 倍ぐらいの差がある中で、当然 1 人当たりで抱える件数が多くなればなるほど 1 件当たりで割かれる時間は少なくなるわけで、そういう部分でサービスの質が、果たして全部同じように維持できているのかという部分が気になるのです。サービスの質の統一性というのを今後どのように図っていくのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

サービスの質の統一性についての御質問であります。どの地域の市民も同じようなサービスを受けるとというのがベストな状況だというふうに考えております。そのためには、小樽市としましては、3 包括支援センターと連絡協議会、連絡会議を月 1 回定期的に開催しております。また 3 職種、社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師などの専門職による会議も定期的に開催しております。さらには、所長会議という会議も 3 か月に 1 度開催して、いろいろな困難事例について検討し、意思統一を図っているところでございます。また、細かいことではございますが、各包括支援センターの相談カードなども統一した様式にして、サービスの向上に努めているところでございます。

○成田（祐）委員

サービスの統一を調整していくのが行政の役割という部分もあるので、ぜひやっていただきたいと思います。もう一つ気になるのが、1 人当たりの抱えているプランの件数も違う中で、中部包括支援センター以外の 2 か所は非常に財政的に厳しく、赤字になったりしているという状態で、逆に中部に関しては、黒字でお金が残っていると聞きます。最終的に、そのお金が委託先である社会福祉協議会に入っているわけですね。ですから、ほかのところは何も残らないまま、1 人当たり少ない件数でプランが出ているのに、1 か所だけ、1 人当たりのプランの件数が多いままで、黒字を出して、それが社協に入ることが若干問題があるのではないかと思ったのですが、その辺も含めて見解をお聞かせ願えますか。

○（医療保険）介護保険課長

中部包括支援センターのお金が残る状態についての御質問ですが、まず各 3 法人の給与形態が違う中で社会福祉協議会の給与体系がほかの法人に比べて安いというのが一つ原因としてあります。またもう一つは、平成 20 年度の決算の中で、人の入れ替わりといいますか、退職してすぐ補充ができなかったということがあります。けれども、ケアプランの件数が多かったため、人が配置できない部分での黒字が出たところもございます。また、委員が御指摘のとおり予防プランの件数が中部では多いというのも決定的な原因だというふうに考えております。以上のような結果がありましたので、今年に入りましてすぐ医療保険部長のほうから社会福祉協議会の局長あてに改善を求める報告をさせていただいております。内容としましては、主任ケアマネジャーを増員すること、また管理者に専門職の配置をしてほしい、それと三つ目としましては、いわゆる社会福祉士、主任ケアマネ、保健師の 3 職種の専門職の業務にケアプランをあまり持たせないで、専門業務をやってほしいという三つの申入れをしております。社会福祉協議会の回答としましては、主任ケアマネジャーについては 6 月に採用する、管理者のことにつきましては適任がないのもう少し待ってほしい、3 職種のプランの軽減につきましてはケアマネジャーを多く配置することによってプランの軽減を図りたいという回答を受けております。

最終的には、いろいろな部分を整理しまして、委託料の積算根拠なども見直すなどの考えもありますので、その辺を見ていきたいというふうに考えております。

○成田（祐）委員

その包括支援センターのコントロールについては、まだまだいろいろなことを模索している最中だと思いますが、ぜひやっていただければというふうに思います。

◎第 4 期介護保険事業計画について

次に、第 4 期介護保険事業計画についてお伺いします。同様の質問が続いていると思うのですが、改めて療養病床の廃止を凍結にするという政権交代の影響により、今、状況を見ている段階で、平成 22 年度、23 年度の計画がストップしている状態となっています。今のまま政府の方針が決定するまで、全く再開できない状態なのかというのが気になるのですが、その点をお伺いします。

○（医療保険）介護保険課長

政府の方針が決定するまで再開できないのかという御質問ですが、この政府の方針というのは、せんだって長妻厚生労働大臣が療養病床の調査をして、夏ぐらいまでには方針の決定をしたいということをおっしゃっていましたが、小樽市としましては、療養病床については、非常に多い特殊な事情があります。現在、療養病床については 526 床あるわけですが、この 526 床を残し、なおかつ第 4 期計画の平成 22 年以降の施設整備をこのまま進めることがベストというふうには考えますが、このまま進めると、給付費が約 2 年間で 17 億円増加し、それに伴い保険料と一般会計の繰出金に約 5 億円影響が出てきます。第 5 期の保険料にも大きな影響を及ぼすことになりますので、やはり夏までという国の方針決定を待って今後の方針を決めたいということと、このことに関しましては、先月の 25 日に第 4 期事業計画を策定した策定委員会の中で同様の説明をさせていただきまして、了解をとっているところでございます。

○成田（祐）委員

政府の決定のちょうどはざまに立たされたという形で非常に苦しい状態であると思うのですが、やはり心配なのは、療養病床に入られる方と第 4 期介護保険事業計画によってつくられるグループホームに入られる方というのがイコールではなく、療養病床には入れてもグループホームには入れない、グループホームに入れるけれども療養病床には入れないという関係が出てくるということです。特に要介護 1 から 3 あたりの方の受皿となるグループホーム等の整備が今年度はできなくなってしまう可能性があり、そうなった際に、要介護者の方にどう対応されていくのか非常に気になるのですが、そこに対しての見解をお聞かせ願えますか。

○（医療保険）介護保険課長

要介護 1 から 3 のいわゆる中程度の方の受皿としてのグループホームが整備できない場合の対応ということですが、今の第 4 期事業計画の中では、グループホームは平成 22 年度 4 か所、23 年度 5 か所の開設を予定しております。このグループホームをすべてやめてしまうのか、若しくは減らして整備するのかというのは、今後の議論が必要な部分ではないかというふうに考えております。その議論も、やはり国の方針が出なければ議論ができないということになりますので、ここの部分もやはり国の方針を待つというのが懸命ではないかというふうに考えます。

また、中程度の認知症の方の受皿が心配だということですが、この部分では同じ地域密着型のサービスの中で、小規模多機能型居宅介護事業というのがありまして、この事業所は現在 6 か所、登録人数でいきますと 150 人まで対応できる場所がありますが、実際に今のところ 100 人の登録で済んでおりますので、すべてではないにしても、その受皿として、小規模多機能型居宅介護事業というのが一定程度の受皿になるのではないかというふうに考えております。

○成田（祐）委員

全部ができなくなってしまうのか、一部をやるのかという、やはりその議論が大切だと思うのです。少なくとも、22 年度に計画された事業者の方とかがもしいるとすると、間違いなくもう準備されていて、例えば金融機関に融資の相談をしたり、ある程度の準備を進められている段階だと思うのです。そして、特に平成 22 年度中に建てるとなると、当然、冬の前に建設を始めないとなりません。逆算したら、要はもう着工直前というような段階でとまってしまうという状況なので、今後は一部でやっていくのか、全くやらずにいくのかというところを介護保

険料などいろいろな関係もあると思いますが、検討していただければというふうに思います。

◎市立病院建設における過疎債について

市立病院についてお伺いします。先ほどもお話がありましたが、10日に改正過疎法が成立して、本市も過疎債適用地域になり、新病院建設のときに実際小樽市が負担する部分が減るとするのはよかったですと思うのですが、しかしながらその過疎債の発行にかかわる条件というのは、通常起債するときと条件が変わらないと思うのですが、何か細かい条件等がありましたらお知らせ願えますか。

○（財政）財政課長

過疎債の取扱いについてでございますが、病院のように他の事業債の対象となるような施設につきましては、当該事業債、いわゆる病院事業債の例によることとされております。

○成田（祐）委員

その病院事業債と同じということであれば、現在、市立病院が不良債務を抱えている状態で過疎債を含めた病院建設の起債ができるのかどうか、その部分が非常に心配しているところなのですが、どうなのでしょう。

○（経営管理）管理課長

不良債務がある中で起債の許可が可能かということなのですが、制度的な面で答弁させていただきますと、資金不足額が多くある場合、許可を受けるためには総務大臣の許可というのが必要ということになります。その許可を受けるためには、資金不足等解消計画を立てまして、その内容によって、実施状況等を勘案した上で許可することができるということになっておりますので、不良債務を抱えた中でも、起債の許可を受けることは制度的には可能ということになっております。

○成田（祐）委員

今、御答弁いただいたように、不良債務はあるかないかと言えば、ないほうが当然いいわけで、いざそういう条件がかかってきたときに、やはりまず不良債務をなくして病院を建てるというほうが当然、確実に起債できるというようなことが出てくると思うのです。そういった不良債務の解消というのが、優先順位としてやはりどうしても高くなってしまおうというふうに考えるのですが、ちょっと乱暴な話ですけれども、これをまとめて解消する方法を考えることはできるのですか。

○経営管理部次長

一気に不良債務の解消ということを、病院の経営が好転してできればいいのですが、今、現実問題としてそういうような金額ではございません。先ほど来言っていますが、平成21年度と22年度は改革プランに比べて、いずれも大きな金額が狂っておりますので、これを23年度から25年度の3年間で病院の経営をよくして、どこまで返せるか。それプラス、今の解消は一般会計にも支援を仰ぎながらのものでありますから、この辺はこれから財政部とも協議をしていけるのかどうか、そういう状況でございます。

○成田（祐）委員

結局一般財源からという話になってくるとは思うので、それをまとめて返せるだけのお金があるのかといたら、非常に難しいことだとは思いますが、やはりその部分が心配なのでぜひ最優先して考えていただきたいというふうに思っています。

やはり不良債務を解消するとなると、経営状態をよくするというのが何よりも必要だと思うのです。そこで来年度の収支計画の中で、やはり医業収入の増加を見込んでいる部分があるのですね。個人的には、増加を見込むよりも経費の削減に取り組んだほうが現実に近い値になってくるのではないかと考えていたのですが、この予算編成に関して患者数等の増加を見込んだ経緯というのと、あとはやはり個人的には削減のほうに重く力を入れてほしいという思いがあるので、そちらのほうで来年度明らかに効果が見込まれる経費削減の部分の説明をお聞かせ願います。

○（経営管理）管理課長

まず、今回の予算編成に当たりまして、患者数等の増加の予定を立てた経過についての説明ということなのですが、今回、局長が個別の医師に面談をして、実施可能なものを積み上げるという方式をとっております。その中で、医師のほうからできるというものを挙げていただいた中で、患者数の増加ということで最終的に数字が出てきておりますので、これは実現可能な数字ということで算定しているものでございます。

それと、経費削減策ということが2点目の御質問でございましたが、先ほど次長のほうから答弁申し上げているのですけれども、基本的には診療材料費の削減ということで、今年度からコンサルタントにも入っていただいた中で、診療材料費の価格交渉の強化を進めております。これは今年度から既に効果が出てきているものと思われまじし、来年度以降も引き続き、効果が見込まれるものです。それと、在庫管理の適正化ということを行っており、これによりまして、当然材料費の削減に寄与しているものというふうには考えております。

あと、オーダリングシステムを入れたことによりまして、委託職員等の削減も進めておりますし、あと人件費の削減ということで、正規職員を削減するというのはなかなか難しいところがあるのですけれども、嘱託員、臨時職員の削減ができないかということで、これは新年度に向けて実施をするという方向で進めているところでございます。

○成田（祐）委員

ぜひ、過疎債が適用になったからと言わずに、まだまだ取り組まなければいけないこと、経営改善に関しては十分にやっていただきたいと思います。

◎メディカルツーリズムについて

最後に、産業振興と観光、あと、まちづくりについてお伺いしたかったのですが、まず、病院の件と観光の件に関してあわせてお伺いします。メディカルツーリズムに関して、本市は観光としての基盤はだんだん固まりつつあるのですが、病院の運営面で、利用される方という部分を外国人旅行者、俗に言うインバウンドによって、人口減で病院を利用する方が減少した分をそういったもので補っていくという考えがあるのではないかというふうに思っています。今、実証実験を長崎市が民間事業会社と行っておりまして、がん検診のメディカルツーリズムをやっているということです。そんな中で、病院事業と観光と一緒にしていただくということで、今それに関しても経済産業省が事業化のガイドラインを作成しているということですが、今後、本市も、まだすぐという話ではないと思うのですが、検討していく余地があるのではないかと思います。見解をお聞かせ願えますか。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

メディカルツーリズムの御質問でありますけれども、まず観光面から考えますと、観光客の多様なニーズ、その中の一つとして、この健診などを使いました旅行商品というのがあるというのは認識しております。その中でも、例えばニューツーリズムという中では、メディカルのほかにも、エコツーリズムですとか、グリーンツーリズムなどといったものも非常に人気のあるところでございます。最近、報道などで目にしております健診や治療などと観光をセットにしたメディカルツーリズムというのは国内はもとより、海外でも注目を浴びている商品だということは私どもも認識しております。

ただ、商品造成ということで考えますと、医療機関サイドも受入れの問題、例えば言葉の問題のこともございませし、健診ということであれば、健診結果をどのような言語で送っていくか。その送ることが医療機関で可能なかどうかというものもまずございませし、あと、日本の先端の医療技術を求めて、海外から治療にわざわざ来るといってお客様はやはり富裕層でございませし、そういう意味では、健診をするなり、治療をするという状況において、例えば待たせる場合とか、その病院の環境がどうなのかと、そういうようなことを含んで、旅行商品というのを造成しなければなりませんので、やはり商品造成につなげていくためには、受入れ機関の問題、環境の問題などの整理が必要になってくるのではないかと、観光サイドのほうでは考えております。

○経営管理部長

新病院も絡んでの御質問と思いますが、局長とも話しておりますけれども、今の病院ではまずこれはできないと思います。今の考え方は、新病院は地域住民の命と健康を守るというところがもちろん本旨ですので、それに向けて必要最低限という言葉は悪いですが、極めてコンパクトに将来の人口減も踏まえてつくろうということですから、どれだけそのメディカルツーリズムにかかわれるのかというのは確かにあると思います。入院とかさせてしまいますと、非常にベッド単価が低いということもありますし、例えばホテルとかに泊まったとしても、そういうところで、検査、治療は恐らく難しい。どこか神の手みたいな人が来て治療している例もありますけれども、基本的には検査中心になると思いますが、先ほど言いましたように地域住民に医療を提供するというところが本来の目的ですので、そういう中でどうかかわりができるのかということをお新病院では検討していきたいと思いません。

○成田（祐）委員

これは新病院ができるという前提での質問だったので、できなかつたら今の病院で富裕層が来るのかということ、非常にやはり苦しい部分があると思います。最先端の医療でなくても、日本の医療そのものがブランド化してきているという話もあるので、できる範囲で何かしら、特に小樽だと、どちらかということ医療よりも観光のほうにウエートを置いているけれども、それでもそういった診察も受けたいというような方の取込等もできるのではないかとと思うので、簡単にすぐという話ではないのですが、ぜひ少しずつ目を向けていただければというふうに思います。

◎観光映像制作費について

続いて、観光映像制作費についてお伺いしたかったのですが、420 万円の予算がついていて、DVD の作成と書いてあったので、この価格が DVD の作成だけでこれぐらいかかるのだったら、少し高いと思ったのですが、その部分について、それ以外での配信方法というのも考えたりはしているのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

今回の観光 DVD の作成についてでございますけれども、今、既存の私どもが持っている観光映像が「再会の街角」というもので、26 分ほどの非常に見ごたえのある映像になっておりますが、平成 16 年の作成ということでございまして、施設の一部には名称が変更になっているものと、あと、営業を休止しているところなど、一部実態に即していないところがございますので、まずその画像の差し替えというのが必要になってくるということがあります。

あと、そのほかの部分で、最近の傾向といたしましては、長く映像を見せるというよりも、例えば季節や体験というようなコンテンツに分けて、そのコンテンツを二、三分という短い形式で編集して、それを放映するというのが最近のはやりというのか、主流になってきております。これは結局、物産展などで映像を持っていくにしても、やはり 26 分見続けていただく、例えば夏場の物産展に行ったとき、冬場の映像も含めて見ていただくというのはなかなか難しいところもございまして、CM 的な形で映像があるというのが昨今のはやりで、昨年つくりました北海道観光振興機構などの映像についても、短いコンテンツが入っているという形になっております。ですので、私どもとしても、まず既存の映像をベースにして、その編集をし直すということがまずこの経費に含まれているところからございまして、そのほかに日本語のほか英語、韓国語、あと中国語に関しましては、繁体、簡体という形で多言語化しますので、この部分のナレーションの編集などもございまして、このような金額になっているところからでございます。

あと、動画配信につきましては、今まではちょっと長いものだったものですから、容量などの問題でなかなか難しい面もありましたけれども、今回は二、三分物のコンテンツという形になりますので、そういう意味では動画をアップする側の容量の問題、あと見る側の容量というところでも、やりやすくなるのではないかとこのように考えておりますので、どのサイトでもどういうふうな形でアップしていくかというのは、これから検討させていただきます。

すけれども、一応この映像が編集し終わった段階で、そのような形のアップを考えているということで御承知いただければと思います。

○成田（祐）委員

非常に細分化されていて、特に外国語対応をしているあたりは非常におもしろいと思っております。

この間、6日に十和田に日帰りで行った帰りに函館まで車で行ったので、帰りに五稜郭タワーの下のところを見てきたのですが、土産物屋で若い人が集っていたのは、イカール星人の動画が出ていたところで、極端にその土産のところだけ20代、30代が固まっていて、やはり動画を見ている層と土産を購入する層がかぶっていると思うのですが、そこのキーホルダーがかわいいと話題になっていたり、イカール星人が竹田食品のしおからのキャラクターになっていたり、いろいろな部分でYouTube（ユーチューブ）を使った動画配信で、PRができていると思うので、ぜひ本市もこういった細分化を含めた取組も積極的にやっていただきたいと思っております。

◎国外における商標登録問題について

次に、商標登録についてお伺いしたいのですが、現在、中国などでよく問題になっているのが、日本の地名や産品がそのまま商標登録されてしまって、日本の企業が関連商品を中国で売れない状態になってしまっていると聞きます。前だと青森という地名が登録されてしまったり、最近だと讃岐うどんが商標登録されてしまうということがあったらしく、本市において、小樽市がこれからアジアの中で名乗りを上げていく中で、小樽市にかかわる商標登録というのは、どのようになされていくのか、特に中国を含めたアジア圏で、その辺について、見解をお聞かせ願えますか。

○（産業港湾）産業振興課長

中国におけます地名の商標登録ですけれども、今お話がございましたように、代表的なところで言いますと、青森という地名が過去に商標登録の申請が出されまして、青森では官民挙げてこれを取り下げるという事態になりまして、5年ほどかけてこれを取り下げたという経過がございます。こうした背景には、やはり日本の商品、あるいはサービスの質の高さがあって、信頼性が高いということが背景にあるのだというふうに思っておりますけれども、一度商標登録がされてしまいますと、それを使う際にはやはり商標権の侵害という問題にどうしてもぶち当たってまいりまして、企業が現地での商業活動に支障を来す、あるいは、我々のような自治体であれば、地域ブランドを進めていく上での支障に当然なってくるのではないかとこのように思っております。こういった問題を解決するために、市内の企業でも既に商標登録の申請をされている企業もあるというふうに伺っております。私どもは、近年、東アジアを中心に物産あるいは観光を振興するための事業というのを展開しておりますけれども、こういった問題には当然かかわってくるだろうと思っております。商標登録だけではなくて、例えばガラス製品を持っていこうということになりますと、模造品対策ということも講じていかなければならないのではないかとこのように思っております。

市のこの商標登録に対する取組でございますけれども、中国の商標法では、生産あるいは製造をする法人、個人、あるいは役務を提供する法人、個人、こういったものが商標登録を申請できるということになっておりまして、自治体はその商標登録を申請できるかどうかということはまだ詳しくは調べておりませんが、いずれにいたしましても、東アジア圏をターゲットにして事業を進めていくということになりますと、当然この商標登録あるいは模造品対策というような知的財産権の保護については、今後十分考えていかなければならないというふうに思っております。

当面、年に1度ではございますけれども、対岸貿易セミナーというようなものもやっておりますから、そういったセミナーの中で、中国の商標法をテーマにするとか、そういったようなことは十分すぐ取り組んでいけるのではないかと考えているところでございます。

○成田（祐）委員

やはり市内の中小企業等を含めて、知的財産権のところまでなかなか手が回らないという部分もあると思うので、

ぜひそれは小樽市が全部やるという話にはならないので、そういった啓発などをぜひやっていただいて、市内の事業者が海外に産品を出すときに支障にならないように取り組んでいただければと思っています。

◎小樽商科大学と商店街による商店街振興策について

次に、補正予算が生まれ、今年度の雪あかりの路開催中に商店街と小樽商科大学のコラボレーションによる商店街振興策に取り組まれたのですが、実際にそれを行ってどのような結果が生まれたのかということと、また、結構商店街の方々から最近、新聞に載っているという理由もあるとは思いますが、学生の皆さんがすごく頑張っていて、商店街としても新たなパートナーを得たといった期待を持たれている部分もあるので、今後、学生のカリキュラムとか、来年もやるのか、本気（まじ）プロとの関係とかもあると思うのですが、そういった学生の動きと合わせて、来年度の補正予算等で取組を継続されていくのかどうかお聞かせ願えますか。

○（産業港湾）田宮主幹

雪あかりの路期間中のイベントについてですが、昨年 11 月に開催されました商大生による本気プロの最終成果発表会におきまして商店街活性化の提案がなされたことから、商大と商店街の皆さんとともに商店街活性化策について協議をさせていただきまして、雪あかりの路期間中に会場を訪れる多くの見学者を何とか中心商店街に誘導することによって商店街の活性化を図ろうと本事業を実施したところでございます。試験期間中だったにもかかわらず、事前準備を含めると 100 名近い商大生が参加してくださいました。商店街の皆さんにはない学生の柔軟な発想を生かして、商大生が主体となって、そしてこれを商店街の皆さんがサポートして、さまざまなイベントを実施したところであります。新聞やテレビ、ラジオなどマスコミの皆さんにも大きく取り上げていただきました。中でも中心 3 商店街をフィールドにしました商店街大借り物競走、これではギネス記録に挑戦し、スタート直前に参加者が 188 名となりまして、新記録が達成された瞬間、大きな歓声に包まれまして、商店街の皆さんからも、これだけ多くの人たちでにぎわったのは久しぶりだというような声も聞かれました。事前準備を含めましたこのイベントの特集コーナーがテレビで放映されまして、これを見た道内の他大学から小樽商科大学に対しまして問い合わせが来るなど、市外からも注目されたところでございます。これまで商大生の一サークルが一商店街のイベントをお手伝いするという事例はあったのですが、商大と中心 3 商店街との協働によって、このように大々的に取り組んだ商店街活性化イベントというのは初めてでありましたが、大きな成果があったものと考えております。

また、今後についてであります。商大、商店街の関係者とも今回のコラボレーションの成功を単発で終わらせることなく、何とか次につなげていきたいという思いでいます。まずは、5 月に開催されます小樽さくら祭りにおいて、商大生有志に実行委員会に入っていただき、新たな展開を考えていこうと話が進んでいるところであります。その後につきましては、商大の本気プロの動きなども含めまして、大学側とも協議検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○成田（祐）委員

やはり学生が動くことによって、いろいろな部分でメディアに取り上げられて、広報効果という部分がたくさんあると思いますので、ぜひ今後もこれ 1 回単発で終わらせるよりは、点が線になるように、商大の中でもまちづくりサークルといった、昔だとちょっと考えられないようなサークルもあり、大学のサークルそのものがちょっと変わりつつある状態なので、ぜひそういったところと連携してまちづくりというのを学生も若い人も含めてやっていただければと思っていますので、ぜひよろしくをお願いします。

◎小樽商科大学 100 周年に当たったの振興策について

平成 23 年度の話なのですが、小樽商科大学が 100 周年を迎えるということで、学校自体が盛り上がり、学生の寮をつくったり、若い人にも小樽に住んでもらいたいというような活動をしている段階です。

そこで、つい半年ぐらい前なのですが、緑町の商大近隣の町会から、今 30 万円があるのだけれども、町会でどうしようか迷っているという話があったのです。その 30 万円を町会で何かやるために使うのか、それとも市に

寄附しようかという話があったのですが、市に寄附するのはちょっと待ってくださいとお願いしたのですが、そこは単発で 30 万円を使ってしまうよりも、節目とかで一遍に使ったほうが良いという部分もあると思うのです。例えばそれが商大と一緒に沿道整備をするのか、街路樹を植えるのか、それともコミュニティをつくるのか、いろいろな話があると思うのですが、そういう節目のときには協力を得やすく、特に学生もマンパワーが出てくる可能性があるのです、そういったときに合わせて、富岡、緑など近隣のまちづくりというものをハードになるのかソフトになるのかわかりませんが、23 年度の政策として商大とのまちづくり振興策について、今、学生が頑張っているののでぜひお願いしたいと思うのですがいかがでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

商大の創立 100 周年に当たってのまちづくりに対する振興策でございますけれども、今、委員からもお話がありましたとおり、沿道の整備ですとか、沿線の植樹などハード、ソフトに限らずいろいろな事業が考えられると思っております。現在、商大のほうに伺いますと、具体的な事業について検討をしているということですので、その内容を確認して平成 23 年度に向けて、商大、さらには富岡、緑の町会の皆さんとどんな事業が望ましいのか、一緒になって考えていきたいと思っております。

○成田（祐）委員

ぜひその 30 万円が、ほかのところからも出るのか、学校から出るのか、どこから出るのかわからないですけども、やはりまとめてやる部分で大きい効果があると思うので、ちょっと先の話ですが、考えていただければと思います。

○委員長

平成会の質疑を終結し、共産党に移します。

○北野委員

◎市道赤岩道線の改修について

初めに、赤岩 2 丁目の市道赤岩道線の改修を求めて質問します。

赤岩道線が高島街道線と接するまでの「はる」の施設のところですが、ここの交通安全対策についてどういう努力をこの間されてきたのか、説明してください。

○（建設）建設事業課長

はるが造成されたのは平成 8 年ということで、こういう施設ができますので、当然道路幅員があれば歩道等の整備を行うものなのですが、この赤岩道線につきましては、幅員が 5.4 メートルしかございません。そういったことから、歩道の整備というのにはできない状況でございました。そのため、現況の道路付近の中で、8 年には側溝の改良を行って、歩行空間の確保を行ったところでございます。また、はるの事業者には、そういった道路環境を勘案してもらいまして、2.5 メートルの歩道を造成してもらおうというような配慮をいただいております。ただ、そういった対応はしておりますが、はるからバス通りまでの区間 120 メートルについては、5.4 メートルしか幅員がございませんので、これについては現実的には対応はしておりません。

○北野委員

はるに続いて赤岩保育所が新たに建設されたことによる交通量の増大が大変心配をされているのです。そこで、知ってる方がおられれば、はるの業務用の車と、従業員の車も合わせて何台か、それから赤岩保育所の子供の送迎をしている車は何台か、関係のところでお答えください。

○（医療保険）介護保険課長

はるの業務用の車両につきましては 15 台、職員の車が 88 台、計 103 台になっております。

○（福祉）子育て支援課長

赤岩保育所の保護者の車の利用台数ですけれども、利用世帯の約 9 割が車で送迎をしております、台数にしますと約 80 台程度になろうかと思います。

○北野委員

消防にお答えいただきたいのですが、今年初め救急車が救急出動を受けたのですが、赤岩道線で雪に埋まって動けなくなって付近の人の手をかりたというふうに近所の方がおっしゃっているのですが、その事情を詳しく説明してください。

○（消防）警防課長

本年 1 月 5 日の救急出動でございますけれども、祝津山手線のバス通りから現場に向かいます途中の路上で、道路わきの集水ますの部分が少し解けておまして、周囲と段差があった部分にタイヤをとられ脱出できなくなりまして、付近の方も出てきていただいて、その段差を削って脱出したという事案がございました。

○北野委員

こういう状況なのですけれども、今回、赤岩 1 丁目と 2 丁目の高島道線と、それから赤岩道線の接するバス停のところ、十字街ですが、ここに住民の皆さんが歩行者用の信号をつけてほしいと、これは久末議員も入っている赤岩町会から出ていますし、それからまた赤岩の住民の中でカーブミラーを設置して、特に車の安全を図っていただきたいということで署名が行われています。そしてはるができるとき、行く先々で住民の方から、道路の車が増えて危ないという苦情に対して、市側から道路を改修するからという説明があったということです。事実、はるができて、赤岩道線側には、先ほど説明があったように、歩道の造成が行われました。それから、赤岩保育所ができた後、北山中学校下通線の歩道が保育所のところまで設置されるということで、こういう動きがあるから、当然、住民の方は赤岩道線の改修が本格的に行われるのではないかと期待したのですが、その後、動きはぴったりにないということなのです。今まで平屋の市営住宅だったところに突然こういう大きな施設ができ、続いて保育所です。今までと違って、200 台ぐらいの車が入り出すわけです。こういうときに、まちづくりの観点から言っても、財政の問題はあると思うのですが、道路は一般的によくするというのではなくて、こういう事情が生じている場合は、あわせて道路の改修を行って、住民の安全を図ることがまちづくりの土台でなければならないと思うのですが、これについては、どういう見解をお持ちですか。

○（建設）建設事業課長

こういう施設ができる時には、当然、道路の敷地があれば歩道等の整備を行いますから、繰り返しになりますけれども、幅員が狭い中でできることについては、先ほど申しました側溝の改修とかがぎりぎりできる作業でございます。歩道の整備については、現在、郵便局等の主要物件もありまして、非常に事業費も膨大となることから、現在のところ、事業ということについては未定でございます。

○北野委員

市長にお尋ねしますけれども、今、私が最後に指摘したまちづくりの点からいって、公共施設ができると交通量が大幅に変わります。保育所ができたときも議会で問題になったのですが、北山中学校への事実上の通学路を子供を送る保護者の車が行ったら危ないということで、中学校へ上る坂は通らないで送迎するという協力をいただいて、今はそれが基本的に守られているのです。そうすると、どうしても赤岩道線のほうに車が集中するのです。こういう場合は、道路を一般的によくすることは住民の要望ではありますが、特別な事情がある場合は、市として道路が狭いというのは初めからわかっている話ですよ。ですから、そういういろいろな条件はあるのですけれども、こういうことはきちんと改善していかないと、はるが建設された当時、住民に説明した人はもうおられないと思うのですけれども、しかし住民から見れば市の約束だと思っているのです。中には先ほど課長が説明したように、はるの道路と、それから上の保育所のところまで人道がつけられたことをもって、下のほうもやるのだと

いうふうに思っている人もいっぱいいるのです。ところが、今聞いたら何もないと。この話を私が住民の方にしたら、約束違反だと怒っているのです。ですから、人道もないそういう狭いところで、救急車もまず目に落ちて動かなくなる、このような事情は住民の安全を守るために、即刻改善すべきではないかと思うのです。こういう部分的なことではありますけれども、まちづくりの基本にかかわることなので、市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○市長

今の赤岩道線の話をされましたけれども、私もこの道路の実態は知っています。こういう道路というのは、市内のあちらこちらにありまして、もろもろ言えば、オタモイの入り口もそうですし、高島線の先のほうの高島小学校から高島のまちへおるところも狭い、そういった道路は確かにありますので、そういったものをどう解決していくかということになりますと、まずは用地がありませんから用地買収から始まるということがありますので、相当な費用がかかると思います。確かに、ここの道路も狭いわけですから、当然、確かにやるの前までは、はるの土地を使って歩道を造成したという経過があって、確かに住民から見れば、何で下はやらないのだという話になるのだらうと思いますけれども、現実、住居が張りついていまして、やると相当な費用がかかりますので、用地買収してどれぐらいの費用かかるのか、それはちょっと検討してみて、実際できるのかどうか検証してみたいと思います。

○北野委員

この問題は、自民党の久末議員も要望されているし、私も要望しています。自民党と共産党と一緒にというのはあまりないですからね、ぜひ検討していただきたいと思います。

◎高額療養費未請求問題について

それから、高額療養費未請求問題にかかわって質問します。補助金返還の納入通知書が今日あたり発送されるのではないということなのですが、昨日も古沢委員が質問の最後に要望していますけれども、平成 15 年度の重度心身障害者医療とひとり親家庭等医療助成の補助金、この二つは別々に納入通知書が来るわけですから、16 年度以降の分と別にして、少なくともこの 15 年度の方は留保して、北海道と地方自治法に基づいて、時効の問題で再検討する必要があるというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

まず、前段の北海道から送られてきます納入通知書ですけれども、今日、後志支庁の方と電話で確認したところ、今日付けで発送したということで、納期限は 3 月 31 日、あわせまして納付書の数、区分についてでありますけれども、以前は年度別、事業別という話をしておりましたけれども、実際に発送されるのは年度別ということで、平成 15、16、17、18 年度分の計 4 枚の納入通知書が送られてくるということになっております。

あと、15 年度分について、その分は留保してはという御質問ですけれども、その部分については、昨日も答弁しておりましたけれども、当初から北海道のほうとは 15 年度の時効という話をしておらず、あくまでも北海道の補助金交付要綱にあります関係書類の残っている 5 年間分について、返還対象とするということで話を進めてきたところであります。

○副市長

昨日、古沢委員のほうから同じような御質問がありましたので、私のほうからお答えしますけれども、基本的に平成 20 年 3 月に、北海道のほうから書類の破棄しているものについて文書が来ました。それを受けての北海道との関係では、補助金交付要綱に基づいて、5 年分の関係書類を破棄しないようにということを前提としていると私どもも理解していますし、北海道ともそういうことで返還金についての話し合いをしてきたという経緯もございますので、昨日も申し上げたように、そういった立場で今回補正予算を計上させていただいておりますので、そのように進めさせていただきたいと思っております。

○北野委員

昨日も詳しく申し上げていますが、昨年 3 月に返還金について話合いをしたときは、平成 15 年度の未請求にかかわる北海道の補助金は返還の対象だったのです。まだ時効でないのですよ。だから、話合いのスタートのときは、15 年度は返さなければならないというところから出発しているのは私もわかります。それから 1 年たっているわけですから、昨日古沢委員が詳しく指摘したように、いろいろな事情があって 1 年間かかってしまい、そうしたら、その間に時効が成立しているので、15 年度は請求できないはずだと。だから、そのところを時効と、それから書類の保存期間、要綱、こういうのでごっちゃにして、基本の地方自治法の返還の時効の問題についておろそかにしていると。時効については、全然話になっていないというふうにおっしゃいますけれども、あなた方が北海道と話し合っている過程で、登別市は平成 20 年の秋ごろですか、発覚したのは。昨年一括で払っていますから、そのときは 14 年度以前はもう時効だと、14 年度は小樽市については時効だから 15 年度以降について話合いをしましょうと、あなた方の答弁ではそうなっているのです。だから、そのときは時効は 5 年ということを明確に北海道も意識していたのです。ところが、その後、時効の話は一切なくなってしまっているのです。小樽市は弱みがあるから、北海道が時効のことについて触れないで補助金の要綱に基づく保存期間の 5 年間、15 年度まで返還しなさいと言ったとき、言いづらかったかもわからないけれども、事お金に関することですから、古沢委員が昨日冒頭申し上げたように、小樽市が悪いと、しかしそれを返還する、是正にするに当たって、また間違いを犯すことがあってはならないから、こういう問題を提起しているのだということ述べているので、どうしてあなた方は書類の保存期間の要綱と地方自治法という時効の問題を区別して考えなかったのですか。北海道が言ったら、それはちょっと違うのではないですかと何で言えないのですか。

私は昨日のやりとりを聞いて、市長はなかなか大したものだと思いますよ。北海道の検査がいいかげんだったと、何でもないとってお墨つきをよこして、その年度の分まで返還しなさいというのはいかがかと言って、副知事に文句をつけに行っているのですから。そうしたら、それ以上に地方自治法をないがしろにする北海道の請求については、問題があるのではないですかということで、物申さなければならないですよ。1,020 万円です。住民監査請求なり裁判が起こる可能性だってありますよ、こんな明白な問題。ですから、私は、補正予算で提案しているのは事実ですけれども、しかしその後の議会との議論との関係でこういう問題が出たのだから、あなた方だって胸に手を当てて考えてみれば、なるほど一理あると、北海道と話合う必要があるのではないかと思う人はいっぱいいると思うのですよ、関係者の間に。そういうことをすれば、福利厚生会の振興基金の積立から 3,400 万円を寄附していただいたけれども、1,000 万円を返すことができるのではないですか。福利厚生会でも喜ばれると思うのです。何でそういうことを道理に基づいてやらないのか、私は不思議でならないですね、こんな明々白々な問題。弱みがあるから物言わないなんていう、そんなことではだめですよ。説明してください。

○医療保険部長

先ほどからお話がございます補助金の時効のことでございますけれども、昨日の古沢委員の御質問に対しても答弁しておりますけれども、北海道としては補助金の精算については時効がないという判断をされております。そして、今回の事例につきましては、小樽市が補助金の精算を誤ったので、書類が残っている平成 15 年度分からの再精算を申し出たという観点で今回の事例のことは進んでおりますので、御理解をお願いいたします。

○北野委員

そうすると、あなた方は議会にうその答弁をしているのでしょうか。さっきも引用したけれども、小樽市は平成 14 年度の方は時効だからいいと、15 年度以降の返還については話合いをしよう、調査をしようとなったというのでしょうか。北海道が時効はないというのは、そんな話でないでしょうか。私どもが切り出した話でないですよ。あなた方が議会に説明した話ではないですか。今の部長の答弁は納得できませんね。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

私どものほうから 5 年の時効の話を持ち出した経過というのではないと思います。あくまでも今回の……

（「いや、それは道がそうやって言ったという説明ですよ」と呼ぶ者あり）

補助金の対象について、5 年間文書が残っているものを対象にするということに沿って話を進めていっているということで、時効そのものについては言及していないと思います。

○北野委員

予算特別委員会の議論で北海道のほうは平成 14 年度は時効だから 15 年度以降について調査をしましょうと、返還金について、そういう話合いで始まったと言って議会に説明したでしょう。だから、部長が言うように、北海道の補助金については時効がないなんていうことを何を根拠に言っているのですか。地方自治法を否定するのですか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

そのお話につきましては、古沢議員が本庁のほうへ直接赴いたり、あるいは電話でも確認しているようでございます。私のほうでも、そのあたりを確認しました。平成 15 年度分の補助金の考え方についてということで、北海道は、基本的に補助金の精算に時効はないと判断している。先ほど言った今回の事例は小樽市が補助金の精算を誤ったので、書類が残っている 15 年度分からの精算を申し出てきていることで、自治法や会計法の債権とは考えていないので時効の適用はないと考えているというお返事をいただいておりますし、今までこの件が出るまで、いわゆる 14 年度は書類の保存年限が切れたという話から出発しております、この 5 年間の時効について言及しているということはないと思います。

○北野委員

それはおかしいですよ。時効は、北海道のほうはそういうふうに話をしているということをおなの方が答弁で議会に説明したから、私は質問して、こういうふうに指摘しているのです。そして、登別市の場合は、書類が残っているものだけということだったのですか。登別市と同じようにするという話ではなかったのですか。だから、5 年間ということだけれども、時効だから平成 15 年度は及ばないのです、小樽市の場合は 16 年度以降なのです。登別市はたまたま昨年度で解決したから 15 年度までの返還だったけれども。だから、あなた方が我々の質問に対して議会で説明してきたことが、北海道が言ったか、あなた方が言ったかは別にしても、説明は矛盾しています。結局、北海道はいわゆる返還の時効のない交付金を、言ってみれば不正に小樽市が取ったとして、もう交付金の取消しという措置で全額返せということもあるというおどかしまでやっているわけでしょう。そういうことも我が党の古沢議員が 9 日に道庁に行ったときに、やはりちらつかせている。しかし、そういうことはしませんと、書類の保存年限でというふうに言っているのです。だから、その保存期限が 5 年ということと時効が 5 年ということは別の話だという、北海道の解釈が間違っているのです。1,000 万円を職員に返せるかどうかにかかわる問題なのだから、もう少しまじめに考えていただきたいと思うのです。答弁を求めます。

○副市長

何度も同じ答弁で恐縮でございますけれども、基本的に北海道が誤っているということでは、北野委員との見解の相違といえますか、時効という問題と時効はないというふうに北海道が言っているその出発点が違うところで対応していますので、基本的には北海道がそういう見解で、私どもが事務的なミスをして返還を求めている側がそういう見解で求めてきているわけですし、我々としても何度も申し上げているように、平成 21 年 3 月に発見して道庁に行った段階で、具体的にはこの件は 20 年度に発覚したということをお前提として、1 年間がその詳細を調べる期間としてあったと、そう整理して考えていますから、そういう意味では、現在発覚したということでは、さかのぼれば 15 年度分は払わなくていいということになります、いわゆる北海道が言っている書類の保管期限との関係からいいますと、我々が整理してきたことと中身が違いますので、私どもとしては、北海道と整理してきた考え方で今回追加提案をさせてもらったということでもありますので、見解が違うということで御了解いただき

たいと思います。

○北野委員

我が党と山田副市長の見解が違うのは、はっきりしています。しかし、具体的な問題で、法令に照らしてどちらが正しいかになれば、見解の違いはあるけれども、これは準拠するところの一つですから、一致するはずなのです。だから、私どもは一致していただくように古沢議員からも熱心に要請したのですが、あなた方は認めようとしません。だから、こういう明々白々たることについて、あまり頑張らないほうがいいのではないかというふうに思うのです。職員の間だって、いくら積み立てていたお金であっても、3,400 万円も寄附をするということについていろいろ意見があるのはあなた方も承知しているはずなのだから、その 1,000 万円が戻ってきたらいいでしょう。どうして、そういう職員の利益になることを前向きにやらないのか。この問題は、機会あるごとに適切な形で問題提起はしていきたいと思うのです。

最後に、この問題で市長に伺いますが、議会へ報告しなかったことについて、各党から指摘がありました。市長も、本会議あるいは予算特別委員会で見解を述べられているわけです。それも一つの判断だと私は思いますけれども、今回のこの未請求問題にかかわる件で、初めから登別市のように議会にも報告して一体となってこの解決に取り組んできたなら、例えば今の時効の問題は、山田副市長に言わせたら見解が違うと言うけれども、しかし、時効は 5 年なのだから平成 15 年度は対象にならないということが議論の過程で大いにされていて、今と違った結果になったのではないかと思うのです。ですから、各党の皆さんもそうですけれども、議会に 1 年間も伏せていたというのはけしからんと、単に議会に重大なことを報告しなかったことを形式的に指摘しているのではなくて、中身が中身だから言っているのです。もし議会の知恵もかりていたら、地方自治法の法令に照らして 15 年度の 1,020 万円は払わなくてもいいのではないかとということが理事者と議会一体となって話し合われたら、別な局面が生まれていたというふうに私は確信するのです。そういう点で、議会に 1 年間も報告しなかったということは、実際には実害を生んでいると私は率直に思うのです。ですから、そういうことの中身も含めて形式上ではなくて、事の重大性から内容に立ち入って、議会への報告については、今後、今私の指摘したことも含めて判断するようにしていただきたいのですが、市長の見解を求めたいと思います。

○市長

今回の福祉医療助成に係る未請求問題について、職員の怠慢あるいはまた組織上の問題ということで、大変議員の皆さん、市民の皆さんに御迷惑をおかけしましたことについては、改めてまたおわび申し上げたいと思います。

また、議会への報告の遅れでございますけれども、北野委員はじめ各党派の皆さんからも厳しく御指摘をいただきました。そのことは重大に受け止めておりますし、今回の事案につきましては、何回も説明しておりますけれども、それは改めて申し上げますが、今後、いろいろな事案がたぶん出てくるだろうという気がしますので、そういった場合にどう対応していくか。全体像が常にわかっているものもありますし、ちょっと調べればわかるものもありますし、今回のように相当な期間をかけなければわからないものもいろいろありますので、そういったものの対応の仕方、今後どういうぐあいに議会に報告していくのか。昨日も申し上げましたけれども、こういった難しい問題が出た場合には、議長とも相談しながら適宜、的確に報告するようにしていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○北野委員

今、市長が最後に述べられた原則をしっかり守って、議長と相談して進めていただきたいということをお願いしておきます。

◎市立病院改革プラン収支計画について

病院事業のことについて伺います。

市立病院改革プランの収支計画にかかわってお尋ねしますが、成田祐樹委員からも質問がありましたけれども、

改革プランの収支計画に照らして平成 21 年度の医業収益を補正予算で減額しており、それから、22 年度の当初予算も改革プランに対して下回る医業収益を計上しています。この当初予算どおりに進んだら、幾らの落ち込みになるのか。また、収支計画では 25 年度の資金不足はなくなることになっていますが、この 21 年度の補正、22 年度の当初予算では改革プランを下回る医業収益の計上、こういうことに照らして、新たに一般会計から今まで以上に繰入れをしないと、最後にこの改革プランのつじつまが合わなくなるのではないかとこのように心配をするのです。これらについて、押さえている金額、計数も含めてわかるように説明をしてください。

○経営管理部次長

平成 22 年度当初予算では、改革プランに対して入院収益で 4 億 9,800 万円、外来収益で 7,200 万円のマイナス計上が余儀なくされております。これを踏まえて、先ほども申し上げましたが、病院の改革プランに対する影響としては、やはり単年度の資金不足が生じ、累積の不良債務の解消が改革プランでは 21 年度で、5 億 6,400 万円まで減少する予定が、11 億 8,400 万円残る。22 年度については、2 億 6,500 万円の不良債務を解消して、資金余剰が生じるのをいまだ 6 億 2,000 万円ほどの不良債務が残るといような形になっております。改革プランの収支計画の変更ということでございますが、まず一つは今後この新病院の姿をどういうふうに決めていくか。それによって、建設費が計上するところになれば、その部分も変わります。それと、今マイナスになっているこの資金不足の解消計画を見直すに当たっては、今後、北海道とも調整しながらどういう方法があるのか、起債の条件として 25 年度の資金不足の解消という一つの目標がありますが、それを年次ごとにどういうふうに解消していくのか、それらは北海道とも相談しながら考えていきたいと思っております。

○北野委員

市長も本会議で答弁されて、新病院を建てるためにも、一般会計はそういうことを念頭に置いて、しっかりと改善させていきたいという決意を述べられているのです。ですから、それについて私は本会議の席上だからあえて言いませんでしたけれども、それは新たな繰出しが生まれるということは経営管理部長があの場合それらしきことを言っているわけだから、そういうことを聞いた上で市長がそういう決意表明をされているから、今まで以上に一般会計をつぎ込んででも病院改革プランの収支をきちんとしたいということだと思っております。それにしても、率直に言って、これは大変困難な課題がまた出てきたというふうに私は認識しているのです。一般会計のほうはちょっと上向きかと思うけれども、病院のことも考えてみれば全然そういうような余裕などあるわけではないということになると思うのです。

それで、この病院の問題については、私はやはり病院局が何遍も言うように、患者が増えるということが収支を改善する土台だというふうに言っていますから、そのためにはやはり患者の窓口負担の軽減あるいは無料化です。当然、並木局長も言っている医師不足の解消とか、今回は上がりましたが、交付税の引上げとか、それから診療報酬の適切なプラス改定ということもあわせて要求していかないと、これはなかなか大変な課題でないかと思っております。市長をはじめ、並木局長も迎えて、総がかりでやるにしても、財政上はいろいろ考えてみたら、簡単ではないので、やはり関係者には心してかかっていたいただきたいというふうに思うのですが、見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○経営管理部長

本会議で北野委員の再質問等に答弁した内容ですけれども、主に二つ大きな要素の話かと思っております。

一つはやはり不良債務を平成 25 年度までに解消するという一つの目標がありますが、それを達成するには、一つの条件としてはやはり新病院のスタート、これが切れないとなかなか難しいというのがあります。それと、まだあくまでも 21 年度は補正予算の段階ですし、22 年度も予定で予算を組んでおりますけれども、診療報酬の影響とか、今少しずつわかってきているのですけれども、不確定な部分もありますが、委員がおっしゃったようにやはり 2 年度で資金収支の面では 7 から 8 億円の不足が見込まれます。では 23、24、25 年度の病院事業でその分を取

支改善をして埋めるというのはなかなか難しい、そういう 2 点がありますので、21 年度の最終的な決算、22 年度の診療報酬はかなり期待はできるのですけれども、そういうところを見ながら、私たちは私たちが財政健全化計画を進めておりますので、必要に応じての協議はまたさせていただきたい。まず、それまでには 21 年度の決算、22 年度の当初予算もきちんと見極めていきたいと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 39 分

再開 午後 5 時 09 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

菊地・北野両委員より、別紙お手元に配布のとおり修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。

菊地委員。

○菊地委員

日本共産党を代表して、お手元に配布させていただきました議案第 1 号に対する修正案の提案説明を行います。

主要 7 か国中、唯一国内総生産が伸びていない成長のとまった国、雇用者報酬が落ち込む国民が貧しくなった国。一昨年以來の日本の経済危機は、世界の中でも特に深刻です。

国政においては、こういった状況を脱却するために、ごく一握りの大企業が富をひとり占めにする経済システムの改革を目指し、大企業の過剰な内部留保と利益を国民に還元させる共産党の主張に反響が広がっています。

地方自治体においては、引き続き雇用拡大、市民の暮らし、営業を守り、地域経済応援の予算執行が何よりも求められます。修正案は、この点を重視した内容になっています。

主な内容について説明します。

平成 21 年度予算では、新規卒業高校生 10 人が臨時職員として採用されました。新年度予算案では、事業所への新卒者採用の奨励金は措置されていますが、そうした状況の下でも、今年の内定率は 2 月 23 日時点において 65.6 パーセント、昨年よりさらに悪化しています。新規卒業高校生の臨時職員採用も引き続き予算措置し、若者の雇用促進を応援する内容になっています。

保育所では、3 歳未満児の待機児童が 3 月 1 日現在で 26 名と、待機児全体の 9 割が 3 歳未満児です。低年齢児の待機解消は時を待ちません。市内 3 か所の保育所での産休明け保育開始と、臨時保育士 6 人分の人件費、ゼロ歳児対応の施設改修費予算を計上しました。

国民健康保険料の滞納相談も後を絶ちません。2 か月ごとの年金支給でぎりぎりの生活です。年金支給月でない月の納付を一度でも滞ると雪だるま式に滞納額が膨らみ、分割納入も苦しいといった相談です。小樽市の 1 月現在、資格証明書の発行対象世帯は 384 世帯。インフルエンザ対策で 3 月いっぱい短期証が交付されていますが、4 月以降は資格証明書に戻すとのこと。全国的にも、無保険での死亡例の増加が指摘されています。1 世帯 1 万円を引き下げ、2 億 2,000 万円を計上し、支払可能な国保料に近づけます。

土木費として、民間住宅リフォーム助成金を計上しました。市内建設業者への受注拡大と地域経済活性化に大いに役立ち、道内でも制度化が進んでいます。

主な施策を説明しましたが、財源は不要不急な事業の中止や不必要と思われる各種期成会等への負担金などの廃

止をはじめ、石狩湾新港管理組合負担金公債費分、港湾建設費国直轄工事費負担金を削減、土地開発公社、海水浴場対策委員会への貸付金は中止、有価証券の売払い等と一般市民を対象としない特定企業の固定資産税滞納繰越金 5,000 万円増額で充当します。一般会計の財政規模 545 億 2,322 万円となり、6 億 3,700 万 9,000 円削減の予算としました。

各委員の皆さんの賛同をお願いし、提案説明といたします。

○委員長

これより、一括討論に入ります。

共産党、北野委員。

○北野委員

日本共産党を代表して、ただいま菊地委員から提案されました議案第 1 号に対する修正案に賛成、原案反対、議案第 2 号ないし第 12 号、第 14 号ないし第 17 号、第 23 号、第 27 号及び第 49 号に反対する討論を行います。

詳しくは本会議でやりますし、質問の中でも言った副知事に文句をつける市長の気骨は評価しなければなりませんから、そういうのは本会議でやることにして、ここでは触れません。

まず、議案第 49 号平成 21 年度一般会計補正予算です。北海道への未請求問題にかかわる返還金ですが、これが今定例会で大変大きな関心呼びました。二度とこういう不祥事が起きないように、庁内に検討委員会を設けて、報告書を 3 月 10 日付けで市長に提出しております。まず、この問題では、追加提案された北海道への返還金 3,400 万円が果たして適切かということが大きな問題です。時効と書類の保存期間を混同して、地方自治法に基づく時効の問題を後景に押しやって返還しなくてもいい 1,020 万円まで返還することは認められません。

それから、議会へ 1 年間報告しなかった問題であります。今日の委員会で指摘したように、初めから問題が明らかになるまで時間がかかったとのことですが、それはそうかもしれませんが、初めから議会に相談をして、調査を一緒にやっていたら、時効の問題、地方自治法の問題も共産党から委員会で指摘をしているわけですから、返還金も違った額になったのではないかと思います。問題の性質にもよりますが、こういう事案が起こった場合、市長も答弁しましたが、議長とも相談して、できるだけ早く議会に報告し議会の力もかりるということを今後ともやっていただきたいと思います。

なお、陰の声として、議会に報告したらすぐマスコミに漏れると、こう心配している方もいらっしゃるようですが、我が党はじめ各会派の皆さんも、市長からそういう大事な問題について相談を受けた場合、個人プレーでマスコミに漏らすなどという軽率な方は私はいないと思いますので、ここは信頼していただきたいと思うのです。

それから、この補正予算の財源の問題ですけれども、職員の福利厚生会の積立金から寄附していただくということですが、経過を関係の理事者から聞きましたけれども、やはり満場一致ではないし、いわゆる自発的なものではないわけです。こういう点で、この種の寄附は呼びかけて、自発的に行って、財源を用意するという性質だと思いますので、この点では職員の腹からの納得の下でのお金ではないということです。だから、職員の中には、今後、心ない職員がいてまた不祥事が生まれたら、まじめに勤めている我々がまた弁償するのかというようなことがいろいろな機会に出されているし、市長や副市長もそのことは耳にしておられると思うのです。こういうことは、今後のことにもなりますので、適切な対応が求められていただけに残念なことです。

最後に、国直轄工事費負担金についてですが、北防波堤改良事業で 4,500 万円の直轄事業負担金が計上されていますが、これは工事諸費を 22 年度から地方に負担させないとなっているにもかかわらず、これを含んでの提案です。時期的なことで間に合わなかったという面もあるでしょうが、委員会で指摘をしたように、工事諸費が初めから北防波堤の改良事業で除かれていたら、1 年間約 700 万円ですから、11 年間で 7,000 万円以上ということになるわけです。こういう負担しなくてもよいお金を負担させられていたのです。金額はその事業の中身によって違いますが、こういうことも明らかになりました。こういうことについては、市民の中には国に返還を求めていったらどうかと

いう声もありますので、これらの意見にも共産党として今後耳を傾けていきたいと思いをします。

詳しく肉づけした討論は本会議でさせていただきます。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第 1 号に対する修正案について、採決いたします。

可決することに、賛成の委員は御起立願います。

（賛成者起立）

○委員長

起立少数。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案どおり可決することに、賛成の委員は御起立願います。

（賛成者起立）

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第 2 号ないし第 12 号、第 14 号ないし第 17 号、第 23 号、第 27 号及び第 49 号について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、賛成の委員は御起立願います。

（賛成者起立）

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、報告は承認と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

今定例会、当委員会 7 日間という長きにわたりまして、大変熱心な御審議を賜りました。本日、閉会を迎えるということで、委員長としての任務を全うすることができました。これも菊地副委員長をはじめ委員各位、そして市長をはじめとした理事者の皆様の御協力によるものと深く感謝をいたしております。意を十分に尽くせませんが、委員長としてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。